Osaka University Knowledge Archive

Title	春秋經傳集解譯稿（五）：荘公十一年～三十二年
Author(s)	岩本, 憲司
Citation	中国研究集刊. 1998, 22, p. 56-128
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61176
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

春秋經傳集解譯稿（五）
——莊公十一年～三十二年

岩本憲司
（跡見學園女子大學）

〔莊公十一年〕

▪十有一年春王正月

▪傳はない。

▪夏五月戊寅公敗宋師于鄑

▪「鄑」は、魯地である。傳例に「敵が陣を整えていなかった場合には、『敗某師』という」（下の傳文）とある。

▪秋宋大水

▪公が使者をやって見舞わせたから、書いたのである。

▪下の傳文に「公使弔焉」とある。

▪冬王姬歸于齊

▪魯が婚禮の主人役をしたのに、齊侯が（魯に）迎えにきたことを（經に）書いていないのは、公にあわなかったからである。

▪下の傳文に「冬齊侯來逆共姬」とある。なお、元年「夏單伯送王姬」の注に「天子嫁女於諸侯　使同姓諸侯主之　不親昏」とあるのを參照。また、同年「王姬歸于齊」の注に「不書逆　公不與接」とあるのを參照。

▪十一年夏宋爲乘丘之役　故侵我　公禦之　宋師未陳而薄之　敗諸鄑　凡師　敵未陳曰敗某師

▪權謀を設けて敵に勝った場合まで含めて言っているのである。（つまり）雙方が陣を整えられなかった場合と、陣を整えていても用いることが出來なかった場合（權謀を設けて敵に勝った場合）とであり、だから、（いづれの場合も）陣が整っておらず、一方だけが敗れた、という表現をとっているのである。

▪十年「春王正月公敗齊師于長勺」の注に「齊人雖成列

魯以權譎稽之　列成而不得用　故以未陳爲文　例在十一年」とあるのを參照。

なお、疏に引く『釋例』に「魯敗宋莒　再發未陳之例者　嫌君臣有異也」とある。これについては、昭公五年「戊辰叔弓帥師敗莒師于蚡泉」の傳に「莒人來討　不設備戊辰叔弓敗諸蚡泉　莒未陳也」とあり、注に「嫌君臣異　故重發例」とあるのを參照。

▪皆陳曰戰

▪堅固に備えをなし、それぞれ、適當な陣地を確保し、勝敗が氣力で決まる場合である。

▪疏に引く『釋例』に「令狐之役　晉人潛師夜起　而書戰者　晉諱背其前意而夜薄秦師　以戰告也　河曲之戰　秦晉交綏　長岸之戰　吳楚兩敗　交綏並退　軍士未懋　吳楚俱病　莫肯以告　故皆書戰而不書敗也　邲之戰　上軍先陳　林父乃敗　故書戰又書敗也」とある。

▪大崩曰敗績

▪岸がこわれ山がくずれるように軍勢がたわみ敗れた〔大敗した〕場合である。その功績をうしなったから、「敗績」というのである。

▪注の「師徒橈敗」は、成公二年の傳文である。なお、その注に「橈　曲也」とあるのを參照。

注の「若沮岸崩山」については、隱公三年の穀梁傳文に「高曰崩（注　梁山崩）厚曰崩（注　沙鹿崩）」とあるのを參照。

注の「喪其功績　故曰敗績」については、宣公十二年の穀梁傳文に「績　功也　功　事也　曰其事敗也」とあるのを參照。また、『國語』晉語八「國無敗績」の韋注に「績　功也」とあるのを參照。

▪得儁曰克

▪大叔段のたぐいをいう。（つまり）才智が人民を歸服させるのに充分であり、威權が自分の地位を固めるのに充分であり、國外にまで脅威を與えるわけではないが、國內では實力を發揮し、君どうし〔二國間〕のような（ひどい）兵難があって、實は君どうしではない、といったような場合であり、このような相手に克てば、相手が敗績したとは言わず、ただ克った相手の名を書くのである。

▪隱公元年に「夏五月鄭伯克段于鄢」とあり、注に「以君討臣　而用二君之例者　言段强大儁傑　據大都以耦國所謂得儁曰克也」とあるのを參照。また、その傳に「如二君　故曰克」とあるのを參照。

なお、疏に「釋例與此盡同」とある。

▪覆而敗之曰取某師

▪「覆」とは、威嚴も力量もかね備わり、網でおおうように、一軍がそっくりとりこにされた〔一網打盡にされた〕

場合をいうのであり、だから、「取」という表現にするのである。

▪哀公九年「宋皇瑗帥師取鄭師于雍丘」の疏に引く『釋例』に、同文がみえる。

なお、異説として、疏に「服虔云　覆　隱也　設伏而敗之　謂攻其無備　出其不意　敵人不知　敗之易　故曰取」とある。

▪京師敗曰王師敗績于某

▪王者は天下に匹敵する者がなく、天下は（何人も）王者を相手に戰うことが出來ないはずである。しかしながら、《春秋》の世では、（現實には）そのような事があったため、それが經に書かれているから、（傳は）それについて義をのべざるを得ないのであり、（その義とは、つまり）敗れた場合は、（敵なしに）自ら敗れたという表現をとって、天下に對抗できる者がいないことを明らかにする、ということである。

▪成公元年に「秋王師敗績于茅戎」とあり、注に「不言戰　王者至尊　天下莫之得校　故以自敗爲文」とあるのを參照。なお、同年の公羊傳文に「王者無敵　莫敢當也」とあるのも參照。

▪秋宋大水　公使弔焉　曰　天作淫雨　害於粢盛　若之何不弔

▪（「不弔」とは）天にあわれまれなかった、ということである。

▪成公七年の傳文に「中國不振旅　蠻夷入伐　而莫之或恤　無弔者也夫　詩曰　不弔昊天　亂靡有定　其此之謂乎」とあり、注に「詩小雅　刺在上者不能弔愍下民　故號天告亂」とあり、つづく傳文に「有上不弔　其誰不受亂　吾亡無日矣」とあるのを參照。また、襄公十三年の傳文に「君子以吳爲不弔」とあり、注に「不用天道相弔恤」とあり、つづく傳文に「詩曰　不弔昊天　亂靡有定」とあり、注に「言不爲昊天所恤　則致罪也」とあるのを參照（『詩』は、〈節南山〉である）。なお、異説として、劉文淇『春秋左氏傳舊注疏證』に「此使者述魯來弔意也　杜注　不爲天所愍弔　非」とあり、また、安井衡『左傳輯釋』に「不弔之弔　卽使弔之弔　謂問其災（中略）於情不得不弔　故曰　若之何不弔」とある。ちなみに、襄公十四年の傳文にも「公使厚成叔弔于衞　曰　寡君使瘠　聞君不撫社稷而越在他竟　若之何不弔」とある。なお、『史記』宋世家「宋水　魯使臧文仲往弔水」の〈集解〉に「賈逵曰　問凶曰弔」とある。

▪對曰　孤實不敬　天降之災　又以爲君憂　拜命之辱

▪（「拜命之辱」とは）暖かいお言葉を頂戴したことに御

禮申し上げる、ということである。

- 臧文仲曰　宋其興乎
- 「臧文仲」は、魯の大夫である。
- 二十八年「臧孫辰告糴于齊」の注に「臧孫辰　魯大夫臧文仲」とあるのを參照。
- 禹湯罪己　其興也悖焉
- 「悖」は、盛んなさまである。
- 『孟子』梁惠王上「苗浡然興之矣」の趙注に「浡然已盛」とあるのを參照。
- 桀紂罪人　其亡也忽焉
- 「忽」は、速やかなさまである。
- 且列國有凶　稱孤　禮也
- 「列國」は、諸侯である。凶事がなければ、常に「寡人」と稱するのである。
- 注の前半については、『禮記』曲禮下「列國之大夫　入天子之國　曰某士」の注に「亦謂諸侯之卿也」とあるのを參照。

注の後半については、『禮記』曲禮下に「諸侯見天子曰臣某侯某　其與民言　自稱曰寡人（注　於臣亦然）其在凶服　曰適子孤」とあるのを參照。

- 言懼而名禮　其庶乎
- 「言懼（言葉が慎しみ深い）」とは、（上の）「自分を罪責する」ということである。「名禮（名稱が禮にかなっている）」とは、（上の）「孤と稱する」ということである。「其庶（近い）」とは、興起するに近い、ということである。
- 襄公二十六年の傳文「晉其庶乎」の注に「庶幾於治」とあり、昭公十六年の傳文「鄭其庶乎」の注に「庶幾於興盛」とあるのを參照。なお、『論語』先進「回也其庶乎」の集解に「回庶幾聖道」とあり、『孟子』梁惠王下「齊國其庶幾乎」の趙注に「齊國其庶幾治乎」とあるのも參照。
- 既而聞之　曰　公子御說之辭也
- 宋の莊公の子である。
- 臧孫達曰　是宜爲君　有恤民之心
- 惠棟『春秋左傳補註』に「世本　孝公生僖伯彊　彊生哀伯達　達生伯氏瓶　瓶生文仲辰　此傳先載文仲之言　不應後錄哀伯之語　達當爲辰字之誤也　桓二年傳　先稱臧哀伯　後云臧孫達　與此一例」とある。
- 冬齊侯來逆共姬
- 齊の桓公である。
- 乘丘之役

▪十年にある。
▪十年に「夏六月齊師宋師次于郎　公敗宋師于乘丘」とある。
▪公以金僕姑射南宮長萬
▪「金僕姑」は、矢の名である。「南宮長萬」は、宋の大夫である。
▪『史記』宋世家「魯生虜宋南宮萬」の〈集解〉に「賈逵曰　南宮　氏　萬　名　宋卿」とある。
▪公右歂孫生搏之
▪「搏」は、取〔とらえる〕である。萬を獲たことを（經に）書いていないのは、（萬は）この時まだ卿になっていなかった、からである。
▪注の「時未爲卿」については、十二年「秋八月甲午宋萬弑其君捷及其大夫仇牧」の注に「萬及仇牧　皆宋卿」とあるのを參照。なお、十二年の公羊傳文に「歸反爲大夫於宋」とあるのも參照。
▪宋人請之　宋公靳之
▪たわむれに人をはづかしめる〔からかう〕のを「靳」という。魯は萬がかえるのを許したのである。
▪注の前半については、『禮記』儒行「今衆人之命儒也妄常　以儒相詬病」の注に「妄之言　無也　言今世名儒無有常人　遭人名爲儒　而以儒靳故相戲　此哀公輕儒之所由也　詬病猶恥辱也」とあるのを參照。なお、異說として、疏に「服虔云　恥而惡之曰靳」とある。
注の後半については、十二年の公羊傳文に「數月然後歸之」とあるのを參照。また、『史記』宋世家に「宋人請萬　萬歸宋」とあるのを參照。
▪曰　始吾敬子　今子魯囚也　吾弗敬子矣　病之
▪萬は、冗談とは思わず〔眞に受け〕、氣に病んだのである。宋の萬が君を弑したことのために傳したのである。
▪十二年に「秋八月甲午宋萬弑其君捷及其大夫仇牧」とある。

〔莊公十二年〕

▪十有二年春王三月紀叔姬歸于酅
▪傳はない。紀侯が國を去って死んだため、叔姬は、（一度）魯にかえり、紀季が（附庸となって）齊に身を落ち着けた後、そこにかえったのであり、節義を守って、婦人としての道を全うしたから、「紀」に繫げて、はじめて嫁いだという表現をとり（「歸」といい）、賢としたのである。（魯に）かえってきたことを書いていないのは、歸省したわけでもなく、離緣されてもどったわけでもなかった、からである。
▪注の「紀侯去國而死」については、四年に「紀侯大去其

國」とある。
注の「紀季自定於齊」については、三年に「秋紀季以酅入于齊」とある。
注の「以初嫁爲文」については、隱公二年の公羊傳文に「婦人謂嫁曰歸」とあるのを參照。
注の「來歸不書　非寧　且非大歸」については、二十七年の傳文に「凡諸侯之女　歸寧曰來　出曰來歸」とあるのを參照。また、同年の公羊傳文に「直來曰來　大歸曰來歸」とあるのを參照。
なお、疏に「釋例與此盡同」とある。

▪夏四月

▪秋八月甲午宋萬弑其君捷及其大夫仇牧

▪「捷」は、閔公である。「葬」を書いていないのは、（國が）亂れたからである。「萬」及び「仇牧」は、いづれもみな、宋の卿である。「仇牧」と名を稱しているのは、警戒を怠って賊に出遇い、褒めるにあたいする善事がなかった、からである。

▪文公八年に「宋人殺其大夫司馬　宋司城來奔」とあり、注に「司馬死不舍節　司城奉身而退　故皆書官而不名　貴之」とあるのを參照。また、その傳に「司馬握節以死故書以官　司城蕩意諸來奔　效節於府人而出（中略）亦書以官　皆貴之也」とあるのを參照。なお、桓公二年「春王正月戊申宋督弑其君與夷及其大夫孔父」の疏に引く『釋例』に「仇牧不警而遇賊　又死無忠事」とあるのも參照。
なお、疏に引く『釋例』に「宋萬　賈氏以爲未賜族　案傳稱南宮長萬　則爲已氏南宮　不得爲未賜族也　推尋經文　自莊公以上　諸弑君者　皆不書氏　閔公以下　皆書氏　亦足明時史之異同　非仲尼所皆貶也」とある。

▪冬十月宋萬出奔陳

▪「奔」の例は、宣公十年にある。

▪宣公十年の傳文に「凡諸侯之大夫違（注　違　奔放也）告於諸侯曰　某氏之守臣某　失守宗廟　敢告　所有玉帛之使者則告　不然則否」とある。

▪十二年秋宋萬弑閔公于蒙澤

▪「蒙澤」は、宋地である。梁國に蒙縣がある。

▪『史記』宋世家の〈集解〉に「賈逵曰　蒙澤　宋澤名也」とあるのを參照。
なお、疏に引く『釋例』に「先儒旁采二傳　橫生異例　宋之蒙澤　楚之乾谿　俱在國內　閔公之弑　則以不書蒙

澤國內爲義　楚弑靈王　復以地乾谿爲失所　明仲尼本不以爲義例　則丘明亦無異文也」とある。

- 遇仇牧于門　批而殺之
- 手でうち殺したのである。
- 遇大宰督于東宮之西　又殺之
- 督を殺したことを（經に）書いていないのは、宋が赴告してこなかったからである。
- 立子游
- 「子游」は、宋の公子である。
- 『史記』宋世家に「乃更立公子游爲君」とあるのを參照。なお、疏に引く『世族譜』に「子游　雜人　不知何公之子」とある。
- 羣公子奔蕭　公子御說奔亳
- 「蕭」は、宋の邑である。今の沛國の蕭縣である。「亳」は、宋の邑である。蒙縣の西北部に亳城がある。
- 『史記』宋世家の〈集解〉に「服虔曰　蕭　亳　宋邑也」とあるのを參照。
- 南宮牛猛獲帥師圍亳
- 「牛」は、長萬の子である。「猛獲」は、その仲間である。
- 『史記』宋世家には「萬弟南宮牛將兵圍亳」とある。なお、注の最後の「一」は、校勘記に從って、衍文とみなす。
- 冬十月蕭叔大心
- 「叔」は、蕭の大夫の名である。
- 二十三年「蕭叔朝公」の注に「叔　名」とあるのを參照。
- 及戴武宣穆莊之族
- 宋の五公の子孫である。
- 『史記』宋世家に「冬蕭及宋之諸公子共擊殺南宮牛」とあるのを參照。
- 以曹師伐之　殺南宮牛于師　殺子游于宋　立桓公
- 「桓公」は、御說である。
- 『史記』宋世家に「弑宋新君游而立湣公弟禦說　是爲桓公」とあるのを參照。
- 猛獲奔衞　南宮萬奔陳　以乘車輦其母　一日而至
- 「乘車」とは、兵車でないもの（普通の乘用の車）である。人を車にのせてひくのを「輦」という。宋と陳とは二百六十里も離れていたから、（「一日而至」とは）萬が大力であったことを言っているのである。
- 注の「乘車非兵車」については、襄公二十四年の傳文「己皆乘乘車」の注に「乘車　安車」とあるのを參照。また、『史記』衞世家「召護駕乘車」の〈集解〉に「服虔曰（中略）駕乘車　不駕兵車也」とあるのを參照。

注の「駕人曰輦」については、襄公十年の傳文「孟氏之臣秦堇父輦重如役」の注に「步挽重車以從師」とあるのを參照。

注の「萬之多力」については、『史記』宋世家「陳人使婦人飲之醇酒」の〈集解〉に「服虔曰　宋萬多力　勇不可執　故先使婦人誘而飲之酒　醉而縛之」とあるのを參照。なお、公羊傳文に「仇牧可謂不畏彊禦矣」とあり、何注に「禦　禁也　言力彊不可禁也」とあるのも參照。

- 宋人請猛獲于衞　衞人欲勿與　石祁子曰　不可
- 「石祁子」は、衞の大夫である。
- 天下之惡一也　惡於宋而保於我　保之何補　得一夫而失一國　與惡而弃好　非謀也
- 宋と衞とは、もともと友好國であった。
- 衞人歸之　亦請南宮萬于陳以賂　陳人使婦人飲之酒　而以犀革裹之　比及宋　手足皆見　宋人皆醢之
- 「醢」は、肉醬〔鹽漬け肉〕である。猛獲もいっしょに醢にしたから、「皆」と言っているのである。
- 『史記』宋世家の〈集解〉に「服虔曰　醢　肉醬」とあるのを參照。なお、『說文』にも「醢　肉醬也」とある。

〔莊公十三年〕

- 十有三年春齊侯宋人陳人蔡人邾人會于北杏
- 「北杏」は、齊地である。
- 夏六月齊人滅遂
- 「遂」國は、濟北の蛇丘縣の東北部にあった。
- 秋七月
- 冬公會齊侯盟于柯
- この「柯」は、今の濟北の東阿で、齊の阿邑である。「祝柯」〔襄公十九年〕が、今、祝阿である、のと同じである。
- 十三年春會于北杏　以平宋亂
- 宋に君を弑するという亂がおこったから、齊の桓公は、霸業をおこなおうとしたのである。
- 遂人不至
- 夏齊人滅遂而戍之
- 「戍」は、守である。
- 八年の傳文「齊侯使連稱管至父戍葵丘」の注に、同文がみえる。なお、そこの・を參照。

▪冬盟于柯　始及齊平也
▪始めて齊の桓公とよしみを通じたのである。
▪宋人背北杏之會

〔莊公十四年〕

▪十有四年春齊人陳人曹人伐宋
▪北杏の會に背いたからである。
▪十三年の傳文に「宋人背北杏之會」とある。

▪夏單伯會伐宋
▪宋を伐った後で單伯がやって來たから、「會伐宋」と言っているのである。「單伯」は、周の大夫である。
▪注の前半については、下の傳文に「春諸侯伐宋　齊請師于周　夏單伯會之　取成于宋而還」とある。
注の後半については、元年「夏單伯送王姬」の注に「單伯　天子卿也」とあるのを參照。

▪秋七月荆入蔡
▪「入」の例は、文公十五年にある。
▪文公十五年の傳文に「獲大城焉　曰入之」とあり、注に「得大都而不有」とある。

▪冬單伯會齊侯宋公衞侯鄭伯于鄄
▪「鄄」は、衞地で、今の東郡の鄄城である。齊の桓公は、霸業をおこなって、ついに宋の亂を平定し、宋人が服從したが、功を天子に歸せんとしたから、（特に）「單伯が諸侯と會した」という表現で（「單伯」を際立たせて）赴告してきたのである。
▪注の「鄄　衞地」については、昭公二十年の傳文に「衞公孟縶狎齊豹　奪之司寇與鄄」とあり、注に「鄄　豹邑」とあるのを參照。
注の「齊桓脩霸業云云」については、十三年の傳文に「春會于北杏　以平宋亂」とあり、注に「齊桓欲脩霸業」とあるのを參照。また、下の傳文に「冬會于鄄　宋服故也」とあるのを參照。
注の「欲歸功天子云云」については、疏に「單伯宜列在諸侯之上　下言會于鄄耳　今會字乃在齊侯之上」とある。つまり、普通ならば、「冬單伯齊侯宋公衞侯鄭伯會于鄄」と言うべきところである、ということである。

▪十四年春諸侯伐宋　齊請師于周
▪齊は、天子を尊ばんとしたから、（わざわざ）師を請い、王命を借りることによって、（王への）大順を示したの

である。經は「人」と書いている（から大夫のはずである）のに、傳が「諸侯」と言っているのは、衆國をまとめた言い方である〔諸國という意味であって、諸國の君という意味ではない〕。

▪疏に引く『釋例』に「傳滅入例　衞侯燬滅邢　同姓　故名　又云　穀伯綏鄧侯吾離來朝　名　賤之也　又云　不書蔡許之君　乘楚車也　謂之失位　此皆貶諸侯之例　例不稱人也　諸侯在事　傳有明文　而經稱人者　凡十一條　丘明不示其義　而諸儒皆據案生意　原無所出　貶諸侯而去爵稱人　是爲君臣同文　非正等差之謂也　又澶淵大夫之會　傳曰　不書其人　案經皆去名稱人　至諸侯親城緣陵　傳亦曰　不書其人　而經總稱諸侯　此大夫及諸侯經傳所以爲別也　通校春秋　自宣公五年以下　百數十年　諸侯之咎甚多　而皆無貶稱人者　益明此蓋當時告命記注之異　非仲尼所以爲例故也」とあるのを參照。また、僖公元年に「齊師宋師曹師次于聶北救邢」とあり、傳に「諸侯救邢」とあり、注に「實大夫而曰諸侯　總衆國之辭」とあるのを參照。

なお、諸本に從って、注の「傳」の下に「言」の字を補う。

▪夏單伯會之　取成于宋而還

▪鄭厲公自櫟侵鄭

▪厲公は、桓公十五年に櫟に入り、そのままそこに居たのである。

▪桓公十五年に「秋九月鄭伯突入于櫟」とあり、傳に「秋鄭伯因櫟人殺檀伯　而遂居櫟」とある。

▪及大陵　獲傅瑕

▪「大陵」は、鄭地である。「傳瑕」は、鄭の大夫である。

▪傅瑕曰　苟舍我　吾請納君　與之盟而赦之　六月甲子傅瑕殺鄭子及其二子而納厲公

▪鄭子は、莊公四年には、「伯」と稱して諸侯と會しているのに、今ここで、殺されたことについて、「君」と稱さず、諡がないのは、微弱だったため、臣子が、君としての禮によって喪を成し諸侯に赴告する、ということをしなかった、からである。

(附)四年に「夏齊侯陳侯鄭伯遇于垂」とある。

(傳)初內蛇與外蛇鬬於鄭南門中　內蛇死　六年而厲公入

(附)疏に「服虔云　蛇　北方水物　水成數六　故六年而厲公入」とある。

(傳)公聞之　問於申繻曰　猶有妖乎　對曰　人之所忌　其氣燄以取之　妖由人興也

(注)『尚書』洛誥に「火の（燃えあがる）ようにさせてはならない。はじめはちょろちょろだが」とある。（つまり、

「燄」とは）まだ盛んでなくて出たり入ったり（ちょろちょろ）している時であり、これによって、人の心がしっかりしていない状態を喩えたのである。

傳人無釁焉　妖不自作　人弃常則妖興　故有妖　厲公入　遂殺傳瑕　使謂原繁曰　傳瑕貳

㊟自分（厲公）に二心をもった、ということである。

傳周有常刑　既伏其罪矣　納我而無二心者　吾皆許之上大夫之事　吾願與伯父圖之

㊟「上大夫」は、卿である。「伯父」とは、原繁のことをいう。原繁に二心があるのではないかと疑ったのである。

傳且寡人出　伯父無裏言

㊟私を迎え入れるという言葉がなかった。

㊟異說として、王引之『經義述聞』に「家大人曰　無裏言　謂不通內言於外　非謂無納我之言也　襄二十六年傳　衛獻公使讓大叔文子曰　寡人淹恤在外　二三子皆使寡人朝夕聞衛國之言　吾子獨不在寡人　寡人怨矣　對曰　臣不能貳　通外內之言以事君　臣之罪也　不通外內之言　卽所謂無裏言」とある。

傳人又不念寡人

㊟自分に親しんでくれない。

傳寡人憾焉　對曰　先君桓公命我先人典司宗祏

㊟「桓公」は、鄭の始めて封を受けた君である。「宗祏」とは、宗廟の中で主（位牌）をしまっておく石室である。自分の家は代々宗廟の守臣である、ということである。

傳社稷有主而外其心　其何貳如之　苟主社稷　國內之民其誰不爲臣　臣無二心　天之制也　子儀在位十四年矣

㊟「子儀」とは、鄭子のことである。

㊟桓公十八年の傳文に「祭仲逆鄭子于陳而立之」とあり、注に「鄭子　昭公弟子儀也」とあるのを參照。

傳而謀召君者　庸非二乎

㊟「庸」は、用である。

㊟僖公二十四年の傳文「庸勳親親暱近尊賢　德之大者也」の注、成公十五年の傳文「欒武子欲報楚　韓獻子曰　無庸」の注、及び襄公二十五年の傳文「庸以元女大姬配胡公」の注に、同文がみえる。なお、襄公二十五年の傳文「將庸何歸」の注に「將用死亡之義　何所歸趣」とあるのを參照。ただし、ここの「庸」、及び襄公二十五年「將庸何歸」の「庸」は、反語あるいは疑問の助字として讀むのが、妥當であろう。ちなみに、劉淇『助字辨略』に「左傳莊公十四年　子儀在位十四年矣　而謀召君者　庸非貳乎（中略）諸庸字　竝寧豈之辭」とあり、また、「左傳襄公二十五年　將庸何歸（中略）愚案　庸何　重言也　杜注訓庸爲用　恐非」とある。

傳莊公之子猶有八人　若皆以官爵行賂勸貳　而可以濟事

君其若之何　臣聞命矣　乃縊而死

傳蔡哀侯爲莘故　繩息嬀以語楚子

注「莘」の役は、十年にある。「繩」は、譽〔ほめる〕である。

附注の前半については、十年に「秋九月荆敗蔡師于莘　以蔡侯獻舞歸」とある。なお、その傳文も參照。

注の後半については、『禮記』表記「君子不以口譽人」の注に「譽　繩也」とあるのを參照。

なお、注の「莘」は、諸本に從って、「莘」に改める。

傳楚子如息　以食入享　遂滅息

注いつわって享食の用意をしたのである。

傳以息嬀歸　生堵敖及成王焉　未言

注王と口を利かなかったのである。

附『禮記』喪服四制に「禮　斬衰之喪　唯而不對　齊衰之喪　對而不言」とあり、注に「言　謂先發口也」とある。

傳楚子問之　對曰　吾一婦人而事二夫　縱弗能死　其又奚言　楚子以蔡侯滅息　遂伐蔡

注それによって息嬀を悅ばせようとしたのである。

傳秋七月楚入蔡　君子曰　商書所謂惡之易也　如火之燎于原　不可鄉邇　其猶可撲滅者　其如蔡哀侯乎

注『商書』の〈盤庚〉である。惡は、のび易くて滅し難い、ということである。

附隱公六年の傳文に「商書曰　惡之易也　如火之燎于原　不可鄉邇」とあり、注に「商書盤庚　言惡易長　如火焚原野　不可鄉近」とあり、つづく傳文に「其猶可撲滅」とあり、注に「言不可撲滅」とあるのを參照。

傳冬會于鄄　宋服故也

〔莊公十五年〕

經十有五年春齊侯宋公陳侯衞侯鄭伯會于鄄

經夏夫人姜氏如齊

注傳はない。「夫人」とは、文姜で、齊の桓公の姉妹である。父母が存命していれば、禮として、（自身で）歸寧〔里がえり〕し、沒していれば、卿に代理をさせる。

附二十七年の傳文に「夫人歸寧　曰如某」とあり、その疏に引く『釋例』に「歸寧者　女子既嫁　有時而歸　問父母之寧否　父母沒　則使卿歸　問兄弟也」とあるのを參照。また、襄公十二年の傳文に「秦嬴歸于楚　楚司馬子庚聘于秦　爲夫人寧　禮也」とあり、注に「諸侯夫人父母既沒　歸寧使卿　故曰禮」とあるのを參照。なお、『詩』周南〈葛覃〉に「歸寧父母」とあり、毛傳に「寧

安也　父母在　則有時歸寧耳」とあるのも參照。
なお、疏に「但不知今桓公有母以否　故杜不明言得失」とある。

經秋宋人齊人邾人伐郳

注宋は、兵に主となったから、齊の上におかれているのである。

附隱公五年「邾人鄭人伐宋」の注に「邾主兵　故序鄭上」とあるのを參照。

經鄭人侵宋

經冬十月

傳十五年春復會焉　齊始霸也

注始めて諸侯の長となったのである。

傳秋諸侯爲宋伐郳

注「郳」は、附庸で、宋に屬していながら叛いたから、齊の桓公が、宋のために郳を伐ったのである。

傳鄭人間之而侵宋

〔莊公十六年〕

經十有六年春王正月

經夏宋人齊人衞人伐鄭

注（宋が上におかれているのは）宋が兵に主となった（からである）。會盟でのならべ方は、國の大小の順にし、征伐では、兵に主となった者を先にする、というのが、《春秋》の常法である。他はみな、これに倣う。

附內容はだいぶ異なるが、昭公十二年の公羊傳文に「春秋之信史也　其序則齊桓晉文（何注　唯齊桓晉文會　能以德優劣國大小相次序）其會則主會者爲之也（何注　非齊桓晉文　則如主會者爲之　雖優劣大小相越　不改更　信史也）其詞則丘有罪焉耳」とあるのを參照。

經秋荆伐鄭

經冬十有二月會齊侯宋公陳侯衞侯鄭伯許男滑伯滕子同盟于幽

注「會」と書いているのは、魯が會したということであり、人名を書いていないのは、微者だったからである。「同盟」と言っているのは、異（異心をもった者、つまり、

鄭）を服従させたからである。陳は國が小さく、（これまで）盟會ではいつも衞の下におかれていたが、齊の桓公が始めて霸者となり、楚もまた始めて强大となって、陳侯は、二つの大國の間にはさまれることになり、しかも（もともと）三恪の客（優遇されるべき舜の後裔）であったから、齊の桓公はこれを機に陳を進めた（衞の上においた）のであり、（以後）《春秋》を終えるまで、そのまま衞の上におかれている。「滑」國は、費に都していた。（今の）河南の緱氏縣である。「幽」は、宋地である。

㈥注の「書會云云」については、十四年「冬單伯會齊侯宋公衞侯鄭伯于鄄」の疏に「春秋因魯史之文　魯史自書其事　會他國者　皆言己往會之　不問君之與臣　會諸侯者　皆魯人在會字之上　若微人往會　則會上無字　直言其會　明魯往會之　微人不合書名　書其所爲之事而已　十六年會齊侯宋公陳侯衞侯鄭伯許男滑伯滕子同盟于幽　是也」とあるのを參照。なお、隱公元年「九月及宋人盟于宿」の注に「客主無名　皆微者也」とあるのも參照。

注の「言同盟　服異也」については、下の傳文に「冬同盟于幽　鄭成也」とあるのを參照。また、疏に引く『釋例』に「盟者　假神明以要不信　故載辭或稱同　以服異爲言也」とあるのを參照。なお、公羊傳文には「同盟者何　同欲也」とあり、穀梁傳文には「同者　有同也　同尊周也」とある。

注の「陳國小云云」については、疏に引く『釋例』班序譜に「自隱至莊十四年　四十三歲　衞與陳凡四會　衞在陳上　自莊十五年盡僖十七年　三十五歲　凡八會　陳在衞上」とあるのを參照。なお、注の「介於二大國之間」については、襄公九年の傳文に「天禍鄭國　使介居二大國之間」とあり、注に「介猶間也」とあるのを參照。また、同三十年の傳文に「陳　亡國也　不可與也（中略）大夫敖　政多門　以介於大國」とあり、注に「介　間也」とあるのを參照。また、注の「三恪之客」については、襄公二十五年の傳文に「晉人問陳之罪　對曰　昔虞閼父爲周陶正　以服事我先王　我先王賴其利器用也　與其神明之後也　庸以元女大姬配胡公　而封諸陳　以備三恪」とあり、注に「周得天下　封夏殷二王後　又封舜後　謂之恪　并二王後爲三國　其禮轉降　示敬而已　故曰三恪」とあるのを參照。

注の「滑國都費云云」については、成公十三年の傳文に「殄滅我費滑」とあり、注に「費滑　滑國　都於費　今緱氏縣」とあるのを參照。

經邾子克卒

㊟傳はない。「克」は、儀父の名である。「子」と稱しているのは、おそらく、齊の桓公が、王命を請うて諸侯とした、からであろう。（名を書いているのは）二度、同盟した（からである）。

㊟注の「克　儀父名云云」については、隱公元年の傳文に「三月公及邾儀父盟于蔑　邾子克也」とあり、注に「克　儀父名」とあり、つづく傳文に「未王命　故不書爵　曰儀父　貴之也」とあり、注に「王未賜命以爲諸侯　其後儀父服事齊桓以奬王室　王命以爲邾子　故莊十六年經書邾子克卒」とあるのを參照。

注の「再同盟」については、隱公元年に「三月公及邾儀父盟于蔑」とあり、桓公十七年に「二月丙午公會邾儀父盟于趡」とある。なお、僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟　死卽赴以名　禮也」とあるのを參照。

傳十六年夏諸侯伐鄭　宋故也

㊟鄭が宋を侵したからである。

㊟十五年に「鄭人侵宋」とある。

傳鄭伯自櫟入

㊟十四年にある。

㊟十四年の傳文に「鄭厲公自櫟侵鄭　及大陵　獲傅瑕（中略）六月甲子傅瑕殺鄭子及其二子而納厲公」とある。

傳緩告于楚　秋楚伐鄭　及櫟　爲不禮故也　鄭伯治與於雍糾之亂者

㊟桓公十五年にある。

㊟桓公十五年に「五月鄭伯突出奔蔡」とあり、傳文に「祭仲專　鄭伯患之　使其壻雍糾殺之（中略）祭仲殺雍糾尸諸周氏之汪　公載以出」とある。

傳九月殺公子閼　刖强鉏

㊟二子は、祭仲の仲間である。足をきるのを「刖」という。

㊟文公十八年の傳文「乃掘而刖之」の注に「斷其尸足」とあるのを參照。また、『周禮』司刑「刖罪五百」の注に「刖　斷足也」とあるのを參照。

傳公父定叔出奔衞

㊟共叔段の孫である。「定」は、謚である。

㊟共叔段のことは、隱公元年の傳文に詳しい。

傳三年而復之　曰　不可使共叔無後於鄭　使以十月入　曰良月也　就盈數焉

㊟數は十で滿ちる。

㊟『玉燭寶典』十月孟冬の項に「服虔曰　數滿曰十　故曰盈數」とあるのを參照。

なお、疏に「服虔云　定叔之祖共叔段　有伐君之罪　宜世不長　而云不可使共叔无後於鄭　言其刑之偏頗　鄭厲

公以孽篡適　同惡相恤　故黨於共叔　欲令其後不絕　傳所以惡厲公也」とある。

傳君子謂　强鉏不能衞其足

注はやめに害を避けることが出來なかった、ということである。

附『會箋』に「鉏　田器也　蓋鉏之柄曰足　後傳弱足者居是足以强弱言之　故立辭如此　不然　君子之語無味」という、おもしろい説がみえる（ただし、竹添氏のオリジナルかどうかは、不明）。

傳冬同盟于幽　鄭成也

傳王使虢公命曲沃伯以一軍爲晉侯

注曲沃の武公がとうとう晉國を併合してしまったので、僖王は、そのまま認め、命じて晉侯としたのである。（なお）小國だから、一軍なのである。

附注の前半については、桓公二年の傳文に「惠之二十四年晉始亂　故封桓叔于曲沃（中略）惠之三十年晉潘父弑昭侯而納桓叔　不克　晉人立孝侯（注　昭侯子也）惠之四十五年曲沃莊伯伐翼弑孝侯（注　莊伯　桓叔子　翼　晉國所都）翼人立其弟鄂侯　鄂侯生哀侯　哀侯侵陘庭之田陘庭南鄙啓曲沃伐翼」とあり、同三年の傳文に「春曲沃武公伐翼次于陘庭（注　武公　曲沃莊伯子也）」とあり、同七年の傳文に「冬曲沃伯誘晉小子侯殺之（注　曲沃伯　武公也　小子侯　哀侯子）」とあり、同八年の傳文に「春滅翼（注　曲沃滅之）」とあり、また、「冬王命虢仲立晉哀侯之弟緡于晉」とあり、同九年の傳文に「秋虢仲芮伯梁伯荀侯賈伯伐曲沃」とあるのを參照。また、『史記』晉世家に「曲沃武公伐晉侯緡　滅之　盡以其寶器賂獻于周釐王　釐王命曲沃武公爲晉君　列爲諸侯　於是盡併晉地而有之」とあるのを參照。

注の後半については、『周禮』夏官敍官に「小國一軍」とあり、注に「鄭司農云（中略）春秋傳曰　王使虢公命曲沃伯以一軍爲晉侯　此小國一軍之見于傳也」とあるのを參照。なお、閔公元年の傳文に「晉侯作二軍」とあり、注に「晉本一軍　見莊十六年」とある。

傳初晉武公伐夷　執夷詭諸

注「夷詭諸」は、周の大夫である。「夷」は、采地の名である。

傳蔿國請而免之

注「蔿國」は、周の大夫である。

附十九年の傳文に「初王姚嬖于莊王　生子頹　子頹有寵　蔿國爲之師」とあるのを參照。

傳既而弗報

㊟詭諸は蔿國（の功勞）に對してお禮をしなかったのである。

㊟僖公二十四年の傳文に「報者倦矣　施者未厭」とあり、注に「施　功勞也　有勞則望報過甚」とあるのを參照。

傳故子國作亂　謂晉人曰　與我伐夷而取其地

㊟晉に夷の地を取らせる、ということである。

傳遂以晉師伐夷　殺夷詭諸　周公忌父出奔虢

㊟「周公忌父」は、王の卿士である。子國の難を避けたのである。

傳惠王立而復之

㊟魯の桓公十五年の經に桓王が崩じたことが書かれ、魯の莊公三年の經に桓王を葬ったことが書かれているが、それ以後は、周に莊王がおり、また僖王がいたはずなのに、「崩」・「葬」の記事が、いづれもみな、經傳に現われていない。王室が微弱になり、もはや自力で諸侯と通じる（諸侯に赴告する）ことが出來なかったからである。そこで、傳は、周公忌父の事に因んで、（とりあえずここに）惠王を現わしたのであり、惠王が立ったのは（實際には）この年より後のことである。

㊟注の「魯桓十五年經云云」については、桓公十五年に「三月乙未天王崩」とあり、注に「桓王也」とあり、また、莊公三年に「五月葬桓王」とある。

注の「惠王立在此年之末」について。『史記』十二諸侯年表によれば、惠王元年は莊公十八年にあたる。杜預が『史記』に從っているかどうかは、あまりはっきりしないが、注の文脈からして、「此年之末」の「末」は、後の意に解するべきであろう。なお、疏及び『會箋』を參照。

〔莊公十七年〕

經十有七年春齊人執鄭詹

㊟齊の桓公が霸者となったばかりだというのに、（はやくも）鄭は、宋を伐った上に、齊に朝さなかった。「詹」は、鄭の執政の大臣であり、齊に行ったところを執えられたのである。「行人」と稱していないのは、罪責してである。「行人」の例は、襄公十一年にある。諸諸の、大夫を執える場合は、いづれもみな、（ここのように）「人」を稱して執える。大夫は（君に比べて）賤しいからである。

㊟注の「齊桓始霸」については、十五年の傳文に「春復會焉　齊始霸也」とある。

注の「鄭既伐宋」については、十五年に「鄭人侵宋」とある。

注の「又不朝齊」については、下の傳文に「鄭不朝也」

とある。

注の「詹爲鄭執政大臣」については、僖公七年の傳文に「鄭有叔詹堵叔師叔三良爲政　未可間也」とあるのを參照。

注の「詣齊見執」については、疏に引く『釋例』に「詹本非出使」とあり、また、「元非出聘之使」とあるのを參照。なお、この兩者については、劉文淇『左傳舊疏考正』に「光伯引釋例曰　詹本非出使　是也　唐人引釋例曰　元非出聘之使　非也　按永樂大典　有杜氏釋例　其執大夫行人例云　鄭叔詹魯行父之等　以執政受罪　本非出使　故不稱行人　又襄十一年傳曰　書曰行人　言使人也　疏引釋例云　鄭叔詹魯行父等　以執政受罪　本非使出　故不稱行人　是釋例初不言出聘之使　劉意謂詣齊見執爲聘齊　既是聘齊　卽爲出使　故以釋例本非出使　與此注詣齊相違　唐人改釋例之文　謂元非出聘之使　以牽就此注　一若詣齊之言不指聘齊　與釋例元非出聘之語合」とある。

注の「不稱行人云云」については、襄公十一年の傳文に「書曰行人　言使人也」とあり、注に「書行人　言非使人之罪」とある。なお、昭公八年の傳文に「楚人執陳行人干徵師殺之　罪不在行人也」とあるのを參照。

注の「諸執大夫云云」については、成公十五年の傳文に「書曰晉侯執曹伯　不及其民也（注　惡不及民）凡君不道於其民　諸侯討而執之　則曰某人執某侯（注　稱人示衆所欲執）不然則否（注　謂身犯不義者）」とあるのを參照。

經夏齊人殲于遂

㊟「殲」は、盡（つきる）である。齊人は、遂を守っていたが、あなどって備えを疎かにしたため、遂人がこれを討って、みな殺しにした。だから、當時の史官は、（自業自得であったという）事實に卽して、自分からつきたという表現で書いたのである。

附十三年の傳文に「夏齊人滅遂而戍之」とあり、注に「戍守也」とあるのを參照。また、穀梁傳文に「殲者　盡也　然則何爲不言遂人盡齊人也　無遂之辭也　無遂則何爲言遂　其猶存遂也　存遂奈何　曰　齊人滅遂　使人戍之　遂之因氏飲戍者酒而殺之　齊人殲焉　此謂狎敵也」とあるのを參照。

なお、疏に引く『釋例』に「齊人殲于遂　鄭棄其師　亦時史卽事以安文　或從赴辭　故傳亦不顯明義例也」とある。

經秋鄭詹自齊逃來

㊟傳はない。詹は、一命をすてて節義を守ることによって、國の患難をとり除く、ということが出來ず、一時しのぎに逃げたから、「逃」と書いて賤しんだのである。

㊟注全般については、穀梁傳文に「逃義曰逃」とあるのを參照。

注の「伏節守死」については、『春秋繁露』天地之行に「伏節死難　不惜其命　所以救窮也」とあるのを參照。また、『論語』泰伯に「篤信好學　守死善道」とあり、『韓詩外傳』卷一に「守節貞理　守死不往」とあるのを參照。なお、『古列女傳』貞順に「守節持義　必死不往」とあるのも參照。

經冬多麋

㊟傳はない。麋が多ければ、五穀を害するから、災として書いたのである。

㊟二十九年の傳文に「凡物　不爲災　不書」とあるのを參照。

傳十七年春齊人執鄭詹　鄭不朝也

傳夏遂因氏頜氏工婁氏須遂氏饗齊戍　醉而殺之　齊人殲焉

㊟「饗」は、酒食（でもてなすこと）である。四族は、遂の彊宗〔強盛な家柄〕である。齊が遂を滅して守備兵をおいたことは、十三年にある。

㊟注の「饗　酒食也」については、『儀禮』士昏禮「舅姑共饗婦以一獻之禮」の注に「以酒食勞人曰饗」とあるのを參照。

注の「四族　遂之彊宗」については、昭公五年の傳文に「羊舌四族　皆彊家也」とあるのを參照。

注の「齊滅遂云云」については、十三年の傳文に「夏齊人滅遂而戍之」とある。

〔莊公十八年〕

經十有八年春王三月日有食之

㊟傳はない。日づけが書かれていないのは、（擔當の）官が書き落としたのである〔桓公十七年傳文〕。

經夏公追戎于濟西

㊟戎が魯に來侵し、公はこれを濟水の西で追い拂ったのである。

㊟公羊の何注に「以兵逐之曰追」とあるのを參照。また、『周禮』小司徒「以比追胥」の注に「追　逐寇也　春秋莊十八年夏公追戎于濟西」とあるのを參照。なお、『說文』にも「追　逐也」とある。

なお、上にあげた『周禮』小司徒の疏に「服氏云　桓公爲好　莊公獨不能脩而見侵　濟西　曹地」とある。

經秋有蜮

注「蜮」は、短狐である。おそらく、砂を口に含んで人を射つという點で、災害をもたらしたのであろう。

▪穀梁傳文に「蜮　射人者也」とあり、『漢書』五行志下之上に「嚴公十八年秋有蜮　劉向以爲（中略）蜮猶惑也　在水旁　能射人　射人有處　甚者至死　南方謂之短弧」とあるのを參照。また、『詩』小雅〈何人斯〉「爲鬼爲蜮　則不可得」の毛傳に「蜮　短狐也」とあり、『說文』に「蜮　短狐也　似鼈三足　以氣螫害人」とあるのを參照。なお、疏に「服虔云　徧身濩濩或或　故爲災」とあり、『周禮』秋官の序官〈蠻氏〉の疏に「服云　短狐　南方盛暑所生　其狀如鼈　古無今有　含沙射人　入皮肉中　其瘡如疥　徧身中濩濩蜮蜮　故曰災　禮曰　惑君則有」とある。

なお、注の「爲災」については、下の傳文に「秋有蜮爲災也」とあり、二十九年の傳文に「凡物　不爲災　不書」とあるのを參照。

▪冬十月

▪十八年春虢公晉侯朝王　王饗醴　命之宥

▪王が諸侯を引見するときは、はじめに饗禮を行ない、（その際には）醴酒を先に置いて、（由來の）古いものを忘れないことを示す。（そして）酒宴に入ると、（諸侯に）おくりものをする。「宥」は、助である。歡迎の氣持ちを補助するため（の手立て）である。（つまり、ここは、このような禮が）完備されたことを言っているのである。

▪僖公二十五年の傳文に「戊午晉侯朝王　王饗醴　命之宥」とあり、注に「既行饗禮而設醴酒　又加之以幣帛　以助歡也　宥　助也」とあり、同二十八年の傳文に「己酉王享醴　命晉侯宥」とあり、注に「既饗　又命晉侯助以束帛　以▪厚意」とあるのを參照。また、『詩』小雅〈鹿鳴〉の序に「鹿鳴　燕羣臣嘉賓也　既飲食之　又實幣帛筐篚　以▪其厚意」とあるのを參照。なお、注の「先置醴酒　示不忘古」〔校勘記に從って、「故」を「古」に改める〕については、『禮記』禮運に「夫禮之初　始諸飲食（中略）以爲醴酪（中略）皆從其朔」とあり、注に「朔亦初也　亦謂今行之然」とあり、ついで「故玄酒在室　醴醆在戶　粢醍在堂　澄酒在下」とあり、注に「此言今禮饌具　所因於古　及其事義也　粢讀爲齊　聲之誤也　周禮五齊　一曰泛齊　二曰醴齊　三曰盎齊　四曰醍齊

五曰沈齊　字雖異　醆與盎　澄與沈　蓋同物也　奠之不同處　重古畧近也」とあるのを參照。また、同祭義に「君子反古復始　不忘其所由生也（中略）以爲醴酪齊盛　於是乎取之　敬之至也」とあるのを參照。

なお、異説として、王引之『經義述聞』に「杜謂以幣物助歡者　蓋據公食大夫禮　公受宰夫束帛以侑也　然聘禮曰　若不親食　使大夫各以其爵朝服　致之以侑幣　致饗以酬幣　是侑幣用於食禮　非饗禮所用也　且如杜説　命以幣物以助歡　則傳當云命宥之　不當云命之宥也　尋文究理　殆有未安　今案爾雅曰　酬酢侑　報也　則侑與酬酢同義　命之侑者　其命虢公晉侯與王相酬酢與　或獻或酢　有施報之義　故謂之侑　命之侑者　所以親之也　僖二十八年傳　晉侯朝王　王享醴　命晉侯宥　其爲命晉侯與王相酬酢　較然甚明　若謂助以幣帛　則傳但云王享醴宥之　可矣　何須云命晉侯宥乎　又僖二十五年傳　晉侯朝王　王享醴　命之宥　晉語作王饗醴　命公胙侑　胙即酢之借字　蓋如賓酢主人之禮　以勸侑於王　故謂之酢侑與　而韋注乃以胙爲賜祭肉　時當饗醴　安得有祭肉之賜乎　傳所言者　饗禮也　而解者乃當以食禮之侑幣　雜以吉禮之賜胙　失傳意矣」とある。

- 皆賜玉五瑴馬三匹　非禮也
- 一對の玉を「瑴」という。
- 僖公三十年の傳文「公爲之請　納玉於王與晉侯　皆十瑴」の注に「雙玉曰瑴」とあるのを參照。
- 王命諸侯　名位不同　禮亦異數　不以禮假人
- 侯であるのに、公とおくりものを同じにする、ということは、人に禮を貸す、ということである。
- 注の「借」については、『釋文』に「是借　子夜反」とあり、疏に「假借同義　取者　假爲上聲　借爲入聲　與者　假借皆爲去聲」とあるのを參照。また、桓公十三年の傳文に「見莫敖而告諸天之不假易也」とあり、注に「言天不借貸慢易之人」とあり、『釋文』に「不借　子夜反」とあるのを參照。なお、襄公四年の傳文に「寡君是以願借助焉」とあり、注に「借鄙以自助」とあり、『釋文』に「願借　子亦反　注同」とあるのも參照。つまり、「借」は、去聲〔子夜反〕では、かすの意であり、入聲〔子亦反〕では、かりるの意である、ということ。
- 虢公晉侯鄭伯使原莊公逆王后于陳　陳嬀歸于京師
- 虢と晉は、王に朝し、鄭伯もまた、齊がその卿を執えたため、王に援助を求め、いづれもみな、周に來ていて、王のために婚を定めることを發議し、陳人がつつしんで從った。（つまり、虢・晉・鄭の三國が、王の）同姓の諸侯としての禮に適っていたから、傳は、その事を詳述

したのである。（經に）書いていないのは、赴告してこなかったからである。

▪注の「得同姓宗國之禮」については、桓公八年の傳文に「祭公來　遂逆王后于紀　禮也」とあり、注に「天子娶於諸侯　使同姓諸侯爲之主　祭公來受命於魯　故曰禮」とあるのを參照。

注の「不書　不告」については、桓公九年の傳文に「春紀季姜歸于京師　凡諸侯之女行　唯王后書」とあり、注に「適諸侯　雖告魯　猶不書」とあるのを參照。

▪實惠后

▪陳嬀は、後に「惠后」と號し、少子を寵愛して周室を亂すのであり、その事は、僖公二十四年にある。だから、傳は、ここで、ついでにその后稱を（前もって）正したのである。

▪僖公二十四年の傳文に「初甘昭公有寵於惠后　惠后▪立之　未及而卒」とある。

▪夏公追戎于濟西　不言其來　諱之也

▪戎が魯に來侵したのに、魯人は氣がつかず、たち去ってから（遠くで）追い拂った。だから、諱んで、戎が來侵したことを言わないのである。

▪疏に引く『釋例』に「戎之入魯　魯人不知　去而遠追又無其獲　邊竟不備　候不在疆　所以爲諱　諱此君之闕亦所以示戒▪來之君也」とあるのを參照。

▪秋有蜚　爲災也

▪初楚武王克權　使鬬緡尹之

▪「權」は、國名である。南郡の當陽縣の東南部に權城がある。「鬬緡」は、楚の大夫である。

▪以叛　圍而殺之

▪緡が權をひきいて叛いたのである。

▪遷權於那處

▪「那處」は、楚地である。南郡の編縣の東南部に那口城がある。

▪使閻敖尹之

▪「閻敖」は、楚の大夫である。

▪及文王即位　與巴人伐申　而驚其師

▪巴の師をおそれさせたのである。

▪巴人叛楚而伐那處　取之　遂門于楚

▪楚の城門を攻めたのである。

▪襄公十年の傳文「庚午圍宋　門于桐門」の注に「不成圍而攻其城門」とあり、同二十五年の傳文「十二月吳子諸樊伐楚　以報舟師之役　門于巢」の注に「攻巢門」とあ

り、定公八年の傳文「春王正月公侵齊　門于陽州」の注に「攻其門」とあるのを參照。なお、襄公二十五年「十有二月吳子謁伐楚　門于巢卒」の公羊傳文に「門于巢卒者何　入門乎巢而卒也　入門乎巢而卒者何　入巢之門而卒也」とあるのも參照。

■閻敖游涌而逸

■「涌」水は、南郡の華容縣にあった。閻敖は、城を守れなかった上に、涌水を泳いで逃げたのである。

■楚子殺之　其族爲亂　冬巴人因之以伐楚

〔莊公十九年〕

■十有九年春王正月

■夏四月

■秋公子結媵陳人之婦于鄄　遂及齊侯宋公盟

■傳はない。「公子結」は、魯の大夫である。公羊と穀梁は、いづれもみな、魯の女が陳侯の婦の媵となろうとし（て行っ）た、としている。「陳人之婦」と稱している〔「夫人」と稱していない〕のは、まだ國〔嫁入り先の陳〕に入っていなかったから、略して言ったのである。大夫は、竟を出て、社稷を安んじ國家を利することが出來る場合なら、獨斷で事をひきおこしてもかまわない。結は、鄄まで行ったときに、齊と宋が會をなすと聞き、事の宜しきをはかり、本來の職務を離れて、そのまま二君と盟ったから、その事も書き加えたのである。（しかしながら、齊・宋と盟ったのは）本來、魯公の意向（によるもの）ではなく、また、陳の媵となるという（陳との）友好をそこねたから、冬にそれぞれ〔齊・宋と陳〕が伐ってきたのである。

■公羊傳文に「媵者何　諸侯娶一國　則二國往媵之（中略）媵不書　此何以書　爲其有遂事書　大夫無遂事　此其言遂何　聘禮大夫受命不受辭　出竟有可以安社稷利國家者　則專之可也」とあり、何注に「此陳侯夫人　言婦者在塗也」とあるのを參照。また、穀梁傳文に「其曰陳人之婦　略之也」とあるのを參照。また、文公八年「乙酉公子遂會雒戎盟于暴」の疏に引く『釋例』に「人臣受命不受辭　出竟有可以利社稷者　專之可也」とあるのを參照。なお、疏に「成九年伯姬歸于宋　晉衞齊三國來媵　然則爲人媵者　皆送至嫁女之國　使之從適而行　此鄄是衞之東地　蓋陳取衞女爲婦　魯使公子結送媵向衞」とある。

なお、注の最後の「冬各來伐」については、下に「冬齊

人宋人陳人伐我西鄙」とある。

■夫人姜氏如莒

■傳はない。（莒は）父母の國ではないのに往った。（つまり、この記事を）書いたのは、姦通したからである〔二年傳文〕。

■二十七年の傳文に「夫人歸寧　曰如某」とあり、その疏に引く『釋例』に「歸寧者　女子既嫁　有時而歸　問父母之寧否」とあるのを參照。

■冬齊人宋人陳人伐我西鄙

■傳はない。幽の盟〔十六年〕で、魯は微者を參加させ、鄄の盟〔この年〕でもまた、滕をおくる（途中の）臣〔公子結〕を行かせた〔つまり、いづれも、君自身が參加しなかった〕。だから、攻擊を受けたのである。「鄙」は、邊邑である。

■十六年に「冬十有二月會齊侯宋公陳侯衞侯鄭伯許男滑伯滕子同盟于幽」とあり、注に「書會　魯會之　不書其人微者也」とある。また、この年に「秋公子結媵陳人之婦于鄄　遂及齊侯宋公盟」とある。

注の「鄙　邊邑」については、隱公元年の傳文「既而大叔命西鄙北鄙貳於己」の注にも、「鄙　鄭邊邑」とある。

なお、公羊の何注に「鄙者　邊垂之辭」とあるのを參照。

■十九年春楚子禦之　大敗於津

■巴人を迎え擊ったが、巴人に敗れたのである。「津」は、楚地である。一説に、（今）江陵縣に津鄉がある（のが、そこである）。

■十八年の傳文に「冬巴人因之以伐楚」とある。

■還　鬻拳弗納　遂伐黃

■「鬻拳」は、楚の大閽〔守門の長官〕である。「黃」は、嬴姓の國で、今の弋陽縣である。

■下の傳文に「楚人以爲大閽　謂之大伯」とあり、注に「若今城門校尉官」とある。

■敗黃師于踖陵

■「踖陵」は、黃地である。

■還　及湫有疾

■南郡の都縣の東南部に湫城がある。

■夏六月庚申卒　鬻拳葬諸夕室

■「夕室」は、地名である。

■異説として、沈欽韓『春秋左氏傳補注』に「夕室非地名　晏子雜下　景公新成柏寢之室　使師開鼓琴　左撫宮右彈商曰　室夕　公曰　何以知之　對曰　東方之聲薄　西方之聲揚　呂覽明理篇　常主爲主　而未嘗得主之實　此

之謂大悲　是正坐于夕室也　注云　夕室以喩悲人也　玩呂覽文　則死者之所爲夕室」とある。

亦自殺也　而葬於絰皇

「絰皇」は、冢墓の前の闕〔門〕である。（門の下に葬ったのは）生前に門を守っていたから、死後もその仕事をなくさないようにしたのである。

宣公十四年の傳文に「楚子聞之　投袂而起　屨及於窒皇（注　窒皇　寢門闕）劒及於寢門之外　車及於蒲胥之市」とあるのを參照。なお、この「屨及於窒皇」については、惠棟『春秋左傳補註』に「高誘呂覽注　引此傳作絰皇與莊十九年絰皇一也」とある。

初鬻拳強諫楚子　楚子弗從　臨之以兵　懼而從之　鬻拳曰　吾懼君以兵　罪莫大焉　遂自刖也　楚人以爲大閽謂之大伯

（「大閽」とは）今の城門校尉の官のようなものである。『周禮』地官の序官〈司門〉の注に「司門　若今城門校尉　主王城十二門」とあるのを參照。また、『漢書』百官公卿表上に「城門校尉掌京師城門屯兵　有司馬十二城門候」とあるのを參照。

使其後掌之

その子孫にずっとこの官をつかさどらせたのである。

君子曰　鬻拳可謂愛君矣　諫以自納於刑　刑猶不忘納君於善

「君を愛する」と言っているのは、（鬻拳の行爲が）臣としての常法ではないことを明らかにしたのである。（しかしながら）楚は（臣が）よくその忠愛を盡したから、興起したのである。

疏に「何休膏肓云　人臣諫君　非有死亡之急而以兵臨君　開篡弑之路　左氏以爲愛君　於義左氏爲短　故注言此以釋何休之難」とある。なお、『詩』邶風〈柏舟〉の疏に引く鄭玄『箴膏肓』に「楚鬻拳同姓　有不去之恩」とあるのを參照。

初王姚嬖于莊王　生子頹

「王姚」は、莊王の妾である。「姚」は、姓である。

子頹有寵　蔿國爲之師　及惠王即位

周の惠王であり、莊王の孫である。

取蔿國之圃以爲囿

「圃」は、園〔菜園〕である。「囿」は、苑〔狩場〕である。

注の「圃　園也」については、哀公十五年の傳文「舍於孔氏之外圃」の注に、同文がみえる。なお、『詩』齊風〈東方未明〉「折柳樊圃」の毛傳に「圃　菜園也」とあるのを參照。

注の「囿　苑也」については、『説文』に「囿　苑有垣也」とあるのを参照。また、『周禮』地官の序官〈囿人〉の注に「囿　今之苑」とあるのを参照。

- 邊伯之宮近於王宮　王取之
- 「邊伯」は、周の大夫である。
- 王奪子禽祝跪與詹父田
- 三子は、周の大夫である。
- 異説として、于鬯『香草校書』に「子禽祝跪四字當是一人　子禽祝跪與詹父是二人　故中間獨著一與字　傳正恐人以皆二字名　而誤分爲三人也　杜解乃猶以爲三大夫謬矣　下文云　蔿國邊伯石速詹父子禽祝跪作亂　又云五大夫奉子頽以伐王　五大夫者即蔿國等五人也　若以子禽祝跪爲二人　則六大夫矣　杜乃自旋其説云　石速士故不在五大夫數　夫五大夫者總稱耳　傳止言五大夫　不言五大夫一士　則石速豈得不與其列　且二十一年傳云殺王子頽及五大夫　如杜説　豈石速得獨免不殺乎　誤一人爲二人　以至多出一石速　以子禽祝跪爲一人　則石速正不可少　子禽祝跪者　蓋猶魯有子家懿伯子服景伯　衛有子行敬子子伯季子之類」とある。ちなみに、『國語』周語上には「邊伯石速蔿國出王而立子頽　王處於鄭三年　王子頽飲三大夫酒」とあって、石速も大夫とされている。
- 而收膳夫之秩
- 「膳夫」とは、（下の）石速のことである。「秩」は、祿である。
- 『周禮』天官〈宮伯〉「行其秩敘」の注に「秩　祿粟也」とあるのを参照。
- 故蔿國邊伯石速詹父子禽祝跪作亂　因蘇氏
- 「蘇氏」は、周の大夫であり、（かつて）桓王がその十二邑を奪って鄭に與え、それ以來、そのまま（王室と）不和であった。
- 隱公十一年の傳文に「王取鄔劉蔿邘之田于鄭　而與鄭人蘇忿生之田　温原絺樊隰郕欑茅向盟州陘隤懷」とあり、注に「凡十二邑　皆蘇忿生之田」とある。
- 秋五大夫奉子頽以伐王
- 石速は、士であったから、五大夫の數に入っていないのである〔「五大夫」とは、蔿國・邊伯・詹父・子禽・祝跪である〕。
- 不克　出奔温
- 「温」は、蘇氏の邑である。
- 蘇子奉子頽以奔衛　衛師燕師伐周
- 「燕」は、南燕である。
- 二十年の傳文「執燕仲父」の注に「燕仲父　南燕伯　爲伐周故」とあるのを参照。また、隱公五年の傳文「衛人

以燕師伐鄭」の注に「南燕國　今東郡燕縣」とあるのを参照。

- 冬立子頽

〔荘公二十年〕

- 二十年春王二月夫人姜氏如莒
- 傳はない。

- 夏齊大災
- 傳はない。「大」をつけて赴告してきたから、（そのまま「大」を）書いたのである。天火〔天が降した火事、自然發生の火事〕を「災」という。例は、宣公十六年にある。
- 宣公十六年の傳文に「凡火　人火曰火　天火曰災」とある。

なお、注の「來告以火」の「火」は、校勘記に從って、「大」に改める。

- 秋七月
- 冬齊人伐戎
- 傳はない。

- 二十年春鄭伯和王室　不克
- 「克」は、能である。
- 『詩』齊風〈南山〉「匪斧不克」の毛傳に「克　能也」とあり、同大雅〈蕩〉「鮮克有終」の鄭箋に「克　能也」とあるのを参照。
- 執燕仲父
- 「燕仲父」は、南燕伯である。（執えたのは）周を伐ったからである。
- 十九年の傳文に「衞師燕師伐周」とあり、注に「燕　南燕」とあるのを参照。なお、疏に「譜亦云　南燕　伯爵　不知所出　服虔亦云　南燕　伯爵」とある。
- 夏鄭伯遂以王歸　王處于櫟　秋王及鄭伯入于鄔
- 「鄔」は、王が（かつて）取った鄭の邑である。
- 隱公十一年の傳文に「王取鄔劉蔿邘之田于鄭」とあるのを参照。

なお、『史記』周本紀の〈集解〉に「服虔曰　櫟　鄭大都」とある。

- 遂入成周　取其寶器而還　冬王子頽享五大夫　樂及徧舞
- 六代の樂をすべて舞わせたのである。
- 『史記』周本紀の〈集解〉に「賈逵曰　徧舞　皆舞六代之樂也」とあるのを参照。また、『周禮』大司樂に「以

樂舞教國子　舞雲門大卷大咸大磬大夏大濩大武」とあり、注に「此周所存六代之樂　黄帝曰雲門大卷　黄帝能成名萬物以明　民共財　言其德如雲之所出　民得以有族類　大咸　咸池　堯樂也　堯能殫均刑法以儀民　言其德無所不施　大磬　舜樂也　言其德能紹堯之道也　大夏　禹樂也　禹治水傅土　言其德能大中國也　大濩　湯樂也　湯以寬治民而除其邪　言其德能使天下得其所也　大武　武王樂也　武王伐紂以除其害　言其德能成武功」とあるのを參照。なお、『國語』周語上「樂及徧儛」の韋注に「徧儛　六代之樂　謂黄帝曰雲門　堯曰咸池　舜曰簫韶　禹曰大夏　殷曰大濩　周曰大武也　一曰　諸侯大夫徧儛」とあるのも參照。

▪鄭伯聞之　見虢叔

▪「叔」は、虢公の字〔あざな〕である。

▪僖公五年の傳文「虢仲虢叔　王季之穆也」の注に「仲叔皆虢君字」とあるのを參照。なお、『史記』周本紀の〈正義〉に「賈逵云　虢公林父也」とあり、また、『國語』周語上の韋注に「虢叔　王卿士　虢公林父也」とある。

▪曰　寡人聞之　哀樂失時　殃咎必至　今王子頽歌舞不倦　樂禍也　夫司寇行戮

▪「司寇」は、刑官である。

▪『周禮』秋官の序官に「乃立秋官司寇　使帥其屬而掌邦禁　以佐王刑邦國」とあるのを參照。また、『禮記』王制に「司寇正刑明辟　以聽獄訟」とあり、注に「司寇　秋官卿　掌刑者　辟　罪也」とあるのを參照。

▪君爲之不舉

▪豪華な食事はやめるのである。

▪成公五年の傳文「故山崩川竭　君爲之不舉」の注に、同文がみえる。なお、襄公二十六年の傳文「▪刑　爲之不舉　不舉則徹樂」の注に「不舉盛饌」とあり、昭公十七年の傳文「日有食之　天子不舉」の注に「不舉盛饌」とあるのを參照。また、『周禮』膳夫に「王日一舉　鼎十有二　物皆有俎」とあり、注に「殺牲盛饌曰舉」とあり、ついで、「以樂侑食　膳夫授祭　品嘗食　王乃食　卒食　以樂徹于造　王齊　日三舉　大喪則不舉　大荒則不舉　大札則不舉　天地有菑則不舉　邦有大故則不舉」とあり、注に「鄭司農云　大故　刑殺也　春秋傳曰　司寇行戮　君爲之不舉」とあるのを參照。また、『國語』楚語下に「祀加於舉　天子舉以大牢　祀以會　諸侯舉以特牛　祀以大牢　卿舉以少牢　祀以特牛　大夫舉以特牲　祀以少牢　士食魚炙　祀以特牲　庶人食菜　祀以魚　上下有序　則民不慢」とあり、韋注に「舉　人君朔望之盛饌」とあるのを參照。

ちなみに、王引之『經義述聞』國語上〈不舉〉に「司寇

行戮　君爲之不舉　又晉語　川涸山崩　君爲之降服出次
乘縵不舉　韋注竝曰　不舉　不舉樂也　此二事又見莊
二十年成五年左傳　杜注並曰　不舉　去盛饌　引之謹案
杜説是　韋説非也　成五年傳　山崩川竭　君爲之不舉
降服乘縵　徹樂出次　祝幣史辭以禮焉　襄二十六年傳
古之治民者　・刑　爲之不舉　不舉則徹樂　既云不舉
又云徹樂　則不舉非徹樂矣　天官膳夫　王日一舉　鼎
十有二　物皆有俎　以樂侑食　大喪則不舉　大荒則不舉
大札則不舉　天地有災則不舉　邦有大故則不舉　鄭注
曰　殺牲盛饌曰舉　鄭司農引春秋傳曰　司寇行戮　君爲
之不舉　此不舉爲去盛饌之明證　且王日一舉之下　始云
以樂侑食　則所謂舉者　以盛饌言之　非謂作樂明甚（中
略）而昭十七年傳　三辰有災　君不舉　漢書五行志引左
氏説曰　不舉　去樂也　則西漢時已誤解矣」とある。

・而況敢樂禍乎　奸王之位　禍孰大焉　臨禍忘憂　憂必及
之　盍納王乎　虢公曰　寡人之願也

〔莊公二十一年〕

・二十有一年春王正月

・夏五月辛酉鄭伯突卒

・（名を書いているのは）十六年に魯の大夫と幽で盟った
（からである）。

・十六年に「冬十有二月會齊侯宋公陳侯衞侯鄭伯許男滑伯
滕子同盟于幽」とあり、注に「書會　魯會之　不書其人
微者也」とある。なお、僖公二十三年の傳文に「凡諸
侯同盟　死則赴以名　禮也」とあるのを參照。

・秋七月戊戌夫人姜氏薨

・傳はない。寢で薨じ、姑に合祭し、諸侯に赴告したから、
小君としての禮を具備して書いたのである。

・隱公三年の傳文に「夏君氏卒　聲子也　不赴於諸侯　不
反哭于寢　不祔于姑　故不曰薨　不稱夫人　故不言葬」
とあり、注に「夫人喪禮有三　薨則赴於同盟之國　一也
既葬　日中自墓反　虞於正寢　所謂反哭于寢　二也
卒哭而祔於祖姑　三也　若此則書曰夫人某氏薨　葬我小
君某氏　此備禮之文也」とあるのを參照。また、僖公八
年の傳文に「凡夫人不薨于寢　不殯于廟　不赴于同　不
祔于姑　則弗致也」とあるのを參照。

・冬十有二月葬鄭厲公

・傳はない。（死後）八箇月もたって葬ったのは、怠慢で
ある。

・隱公元年の傳文に「諸侯五月」とあるのを參照。

なお、校勘記に従って、注の「八月」の下に「乃」の字を補う。ちなみに、桓公十八年「冬十有二月己丑葬我君桓公」の注に「無傳　九月乃葬　緩慢也」とある。

▪二十一年春胥命于弭　夏同伐王城

▪（「胥命」とは）鄭と虢とが、（血は歃らず）約言だけしたのである。「弭」は、鄭地である。

▪桓公三年に「夏齊侯衛侯胥命于蒲」とあり、注に「申約言以相命　而不歃血也」とあるのを參照。

▪鄭伯▪王自圉門入　虢叔自北門入　殺王子頹及五大夫鄭伯享王于闕西辟　樂備

▪「闕」は、象魏である。「樂備」とは、六代の樂をそろえたのである。

▪注の前半については、哀公三年の傳文に「季桓子至　御公立于象魏之外」とあり、注に「象魏　門闕」とあるのを參照。また、『周禮』大宰に「正月之吉　始和　布治于邦國都鄙　乃縣治象之灋于象魏　使萬民觀治象　挾日而斂之」とあり、注に「鄭司農云　象魏　闕也」とあるのを參照。

注の後半については、二十年の傳文「樂及徧舞」の注に「皆舞六代之樂」とあるのを參照。なお、そこの▪も參照。

なお、疏に「服虔云　西辟　西偏也」とある。

▪王與之武公之略自虎牢以東

▪「略」は、界である。（かつて）鄭の武公は、平王を輔佐したため、平王から虎牢以東を賜わったが、後にその土地を失った。だから、惠王が、今ここで、あらためてそれを與えたのである。「虎牢」は、河南の成皐縣である。

▪注の「略　界也」については、定公四年の傳文「封畛土略」の注に、同文がみえる。なお、僖公十五年の傳文「東盡虢略」の注に「東盡虢界也」とあるのを參照。

注の「鄭武公傳平王」については、僖公二十八年の傳文に「鄭伯傳王　用平禮也」とあり、注に「傳　相也　以周平王享晉文侯仇之禮享晉侯」とあるのを參照。

▪原伯曰　鄭伯效尤　其亦▪有咎

▪「原伯」とは、（十八年の）原莊公のことである。（「效尤」とは）子頹があらゆる樂を舞わせたこと（かつて自分がとがめたもの）にならった、ということである。

▪注の前半については、十八年の傳文に「虢公晉侯鄭伯使原莊公逆王后于陳」とある。

注の後半については、二十年の傳文に「冬王子頹享五大夫　樂及徧舞」とあり、注に「皆舞六代之樂」とある。なお、文公元年の傳文に「晉文公之季年　諸侯朝晉　衛

成公不朝　使孔達侵鄭　伐緜訾及匡　晉襄公既祥　使告于諸侯而伐衞　及南陽　先且居曰　效尤　禍也」とあり、注に「尤衞不朝　故伐　今不朝王　是效衞　致禍」とあるのを參照。また、襄公二十一年の傳文に「王曰　尤而效之　其又甚焉」とあり、注に「尤晉逐盈　而自掠之　是效尤」とあるのを參照。

- 五月鄭厲公卒　王巡虢守
- 虢國を巡守したのである。天子が四方を視察するのを「巡守」という。
- 二十三年の傳文に「王有巡守」とあり、注に「省四方」とあるのを參照。なお、『孟子』梁惠王下に「天子適諸侯曰巡狩　巡狩者　巡所守也」とあるのも參照。また、『易』觀卦の象傳に「先王以省方觀民設教」とあり、復卦の象傳に「后不省方」とあるのも參照。
- 虢公爲王宮于玤
- 「玤」は、虢地である。
- 王與之酒泉
- 「酒泉」は、周の邑である。
- 鄭伯之享王也　王以后之鞶鑑予之
- 「后」は、王后〔おきさき〕である。（「鞶鑑」とは）鞶帶〔大帶〕で、鑑〔鏡〕を飾りにしたものである。今でも、西方の羌胡は、なおそうしており、いにしえの遺服である。
- 定公六年の傳文「定之鞶鑑」の注に、同文がみえる。なお、桓公二年の傳文「鞶厲游纓」の注に「鞶　紳帶也　一名大帶」とあるのを參照。なお、注の「爲然」の「爲」は、技勘記に從って、「猶」に改める。
- 虢公請器　王予之爵
- 「爵」は、酒を飲むための器〔さかづき〕である。
- 桓公二年の傳文「飲至舍爵策勳焉　禮也」の注に、同文がみえる。
- 鄭伯由是始惡於王
- 僖公二十四年の、鄭が王の使者を執えたこと、のために本を張ったのである。
- 僖公二十四年の傳文に「鄭之入滑也　滑人聽命　師還又即衞　鄭公子士洩堵俞彌帥師伐滑　王使伯服游孫伯如鄭請滑　鄭伯怨惠王之入而不與厲公爵也　又怨襄王之與衞滑也　故不聽王命　而執二子」とあるのを參照。なお、疏に「服虔云　鞶鑑　王后婦人之物　非所以賜有功　爵　飲酒器　玉爵也　一升曰爵　爵　人之所貴者」とある。
- 冬王歸自虢
- 傳は、王が依怙景屓したことを言ったのである。

〔莊公二十二年〕

▪二十有二年春王正月肆大眚

▪傳はない。（「肆大眚」とは）有罪を赦したのである。『易』で「過を赦し、罪を宥す」〔解卦象傳〕と稱し、『書』で「眚災を肆赦する」〔舜典〕と稱し、傳で「眚を肆し、鄭を圍む」〔襄公九年〕と稱しているのは、いづれもみな、罪人を放赦し、もろもろの古いものをあらいおとして、心を一新するのである。（ただし）これは必要な時に（特別に）行なうのであって、制度として常設されているものではない。だから、書いたのである。

▪注の「赦有罪也」及び「放赦罪人」については、穀梁傳文に「肆　失也　眚　災也」とあるのを參照。また、襄公九年の注に「肆　緩也　眚　過也」とあるのを參照。注の「有時而用之▪▪」については、疏に引く『釋例』に「天有四時　得以成歲　雷霆以振之　霜雪以齊之　春陽以煖之　雲雨以潤之　然後能相育也　天且弗違　而況於人乎　物不可終否　故受之以同人　同人者　與人同也　解天下之至結　成天下之亹亹　肆大眚之謂也　堯曰咨爾舜　有罪不敢赦　所以須待革命　有時而用之　非制所常　故書之也」とあるのを參照。

なお、疏に「賈逵以文姜爲有罪　故赦而後葬　以說臣子也　魯大赦國中罪過　欲令文姜之過　因是得除　以葬文姜」とある。ちなみに、穀梁傳文に「災　紀也　失　故也　爲嫌天子之葬也」とあり、范注に「文姜罪應誅絶　誅絶之罪不葬　若不赦除衆惡而書葬者　嫌天子許之　明須赦而後得葬」とある。

なお、校勘記に從って、經文の「二十」の下に「有」の字を補う。

▪癸丑葬我小君文姜

▪傳はない。反哭して喪禮を完備したから、「小君」と稱しているのである。

▪隱公三年の傳文に「夏君氏卒　聲子也　不赴於諸侯　不反哭于寢　不祔于姑　故不曰薨　不稱夫人　故不言葬」とあり、注に「夫人喪禮有三　薨則赴於同盟之國　一也　既葬　日中自墓反　虞於正寢　所謂反哭于寢　二也　卒哭而祔於祖姑　三也　若此則書曰夫人某氏薨　葬我小君某氏　此備禮之文也」とあるのを參照。また、定公十五年の傳文に「葬定姒　不稱小君　不成喪也」とあるのを參照。また、哀公十二年の傳文に「不反哭　故不言葬小君」とあるのを參照。

▪陳人殺其公子御寇

▪宣公の大子である。陳人は、大子を殺したという外聞をきらったから、君父を稱さず、國が公子を討ったとして赴告してきたのである。

▪下の傳文に「春陳人殺其大子御寇」とある。なお、疏に引く『釋例』に「古者　討殺其大夫　各以罪狀宣告諸侯　所以懲不義重刑戮也　晉侯使以殺大子申生之故來告衞殺孔達　傳載其辭　辭雖有臨時之狀　其告則常也」とあるのを參照。

▪夏五月

▪疏に引く『釋例』に「年之四時　雖或無事　必空書首月以紀時變　以明歷數　莊公獨稱夏五月　及經四時有不具者　丘明無文　皆闕繆也」とある。

▪秋七月丙申及齊高傒盟于防

▪傳はない。「高傒」は、齊の貴卿である。それなのに（ここで）魯の微者と盟ったのは、齊の桓公が、へりくだって諸侯に接することによって、霸業を興隆させたのである。

▪注の「高傒　齊之貴卿」については、九年の傳文「管夷吾治於高傒」の注に「高傒　齊卿高敬仲也」とあるのを參照。

注の「與魯之微者盟」については、十六年「冬十有二月會齊侯宋公陳侯衞侯鄭伯許男滑伯滕子同盟于幽」の注に「書會　魯會之　不書其人　微者也」とあるのを參照。また、隱公元年「九月及宋人盟于宿」の注に「客主無名皆微者也」とあるのを參照。

▪冬公如齊納幣

▪傳はない。公が、卿を使わずに、自分で納幣したのは、非禮である。（なお）母〔文姜〕のための三年の喪がすんでいないのに、結婚を圖った點については、（公・穀の）二傳に譏っているところが見えず、左氏にも傳がない。禮を失していることが明らかだからである。

▪注の前半については、疏に引く『釋例』に「宋公使華元來聘　聘不應使卿　故傳但言聘共姬也　使公孫壽來納幣　納幣應使卿　故傳明言其得禮也」とあるのを參照。また、公羊傳文に「納幣不書　此何以書　譏　何譏爾　親納幣　非禮也」とあり、穀梁傳文に「納幣　大夫之事也（中略）公之親納幣　非禮也　故譏之」とあるのを參照。注の後半については、公羊の何注に「不譏喪娶者　舉淫爲重也」とあるのを參照。なお、杜注を襲ったと思われる穀梁の范注に「公母喪未再朞而圖婚　傳無譏文　但譏親納幣者　喪婚　不待貶絶而罪惡見」とあるのも參照。

■二十二年春陳人殺其大子御寇

■傳が「大子」と稱しているのは、事實によって言ったのである。

■上の經に「陳人殺其公子御寇」とあり、注に「宣公大子也　陳人惡其殺大子之名　故不稱君父　以國討公子告」とあるのを參照。

■陳公子完與顓孫奔齊

■「公子完」・「顓孫」は、いづれもみな、御寇の仲間である。

■顓孫自齊來奔

■(經に)書いていないのは、卿ではなかったからである。

■齊侯使敬仲爲卿

■「敬仲」とは、(上の)陳の公子完のことである。

■『史記』齊世家に「陳厲公子完　號敬仲」とあるのを參照。また、同田敬仲完世家に「完卒　謚爲敬仲」とあるのを參照。

■辭曰　羈旅之臣

■「羈」は、寄である。「旅」は、客である。

■『史記』陳世家の〈集解〉に「賈逵曰　羈　寄　旅　客也」とあるのを參照。

■幸若獲宥　及於寬政

■「宥」は、赦である。

■成公三年の傳文「各懲其忿以相宥也」の注に、同文がみえる。

■赦其不閑於教訓而免於罪戾　弛於負擔

■「弛」は、去離〔とりさる〕である。

■『禮記』樂記「庶民弛政」の注に「弛政　去其紂時苛政也」とあるのを參照。

■君之惠也　所獲多矣　敢辱高位以速官謗

■「敢」は、不敢である〔つまり、反語ということ〕。

■昭公二年の傳文「敢辱大館」の注に、同文がみえる。なお、『儀禮』聘禮「辭曰　非禮也　敢　對曰　非禮也　敢」の注に「辭　不受也　對　荅問也　二者皆卒曰敢　言不敢」とあるのを參照。ちなみに、『史記』陳世家には「不敢當高位」とある。

■請以死告

■一命を賭す、ということである。

■詩云　翹翹車乘　招我以弓　豈不欲往　畏我友朋

■逸詩である。「翹翹」は、遠いさまである。昔は、士をまねくのに弓をもってしたのである。大命はいただきたいが、朋友にそしられることをおそれる、ということである。

■注の「翹翹　遠貌」については、『詩』周南〈漢廣〉の

疏に「服虔云　翹翹　遠貌」とあるのを參照。
注の「古者聘士以弓」については、昭公二十年の傳文に「昔我先君之田也　旃以招大夫　弓以招士　皮冠以招虞人」とあるのを參照。
注の「顯命」については、僖公二十八年の傳文に「重耳敢再拜稽首　奉揚天子之丕顯休命」とあり、注に「丕大也　休　美也」とあるのを參照。

- 使爲工正
- （「工正」とは）百工をつかさどる官である。
- 文公十年の傳文「王使爲工尹」の注に、同文がみえる。なお、『史記』齊世家「於是以爲工正」の〈集解〉に「賈逵曰　掌百工」とあるのを參照。
- 飲桓公酒　樂
- 齊の桓公は、敬仲を賢としたから、その家まで會いに行ったのである。主人側の表現によったから、「桓公に酒を飲ませた」と言っているのである。
- 公曰　以火繼之　辭曰　臣卜其晝　未卜其夜　不敢
- 疏に「服虔云　臣▪享君　必卜之　示戒愼也」とある。
- 君子曰　酒以成禮　不繼以淫　義也
- 夜まで酒を飲むのは、淫樂〔度を過ぎた樂しみ方〕である。
- 注の「夜飲」については、『詩』小雅〈湛露〉に「厭厭夜飲　在宗載考」とあり、鄭箋に「載之言　則也　考成也　夜飲之禮在宗室　同姓諸侯則成之　於庶姓其讓之則止　昔者　陳敬仲飲桓公酒而樂　桓公命以火繼之　敬仲曰　臣卜其晝　未卜其夜　於是乃止　此之謂不成也」とあるのを參照。
注の「淫樂」については、昭公二十年の傳文に「淫樂不違」とあるのを參照。
- 以君成禮　弗納於淫　仁也　初懿氏卜妻敬仲
- 「懿氏」は、陳の大夫である。龜を（用いるのを）「卜」という。
- 注の「龜曰卜」については、僖公三十一年「夏四月四卜郊　不從　乃免牲」の注に、同文がみえる。なお、僖公四年の傳文に「卜之　不吉　筮之　吉　公曰　從筮　卜人曰　筮短龜長　不如從長」とあり、昭公五年の傳文に「卜之以守龜」とあり、同十九年の傳文に「請龜以卜」とあるのを參照。また、『禮記』曲禮上に「龜爲卜」とあり、『周禮』春官の序官〈大卜〉の注に「問龜曰卜」とあるのを參照。
- 其妻占之曰　吉
- 懿氏の妻である。
- 是謂鳳皇于飛　和鳴鏘鏘
- 雄を「鳳」といい、雌を「皇」という。雄雌がいっしょ

に飛びたち、相和して鏘鏘と鳴く、というのは、敬仲夫妻がつれだって齊に行き、名聲を博する、というのと同じである。

▪注の「雄曰鳳　雌曰皇」については、『詩』大雅〈卷阿〉「鳳皇于飛　翽翽其羽　亦集爰止」の毛傳に「鳳皇　靈鳥　仁瑞也　雄曰鳳　雌曰皇」とあるのを參照。注の「鳴鏘鏘然」については、『詩』大雅〈烝民〉「四牡彭彭　八鸞鏘鏘」の鄭箋に「鏘鏘　鳴聲」とあるのを參照。

▪有嬀之後　▪育于姜

▪「嬀」は、陳の姓であり、「姜」は、齊の姓である。

▪五世其昌　並于正卿　八世之後　莫之與京

▪「京」は、大である。

▪『爾雅』釋詁及び『方言』一に、同文がみえる。なお、『史記』陳世家の〈集解〉に「賈逵曰　京　大也」とあるのを參照。また、桓公九年の公羊傳文に「京者何　大也」とあるのを參照。なお、『史記』陳世家の〈集解〉に「服虔曰　言完後五世與卿並列」とある。

▪陳厲公　蔡出也

▪姉妹の子を「出」という。

▪『爾雅』釋親に「男子謂姉妹之子爲出」とあり、『釋名』釋親屬に「姉妹之子曰出　出嫁於異姓而生之也」とあるのを參照。

▪故蔡人殺五父而立之

▪「五父」は、陳佗である。陳佗を殺したことは、桓公六年にある。

▪桓公六年に「蔡人殺陳佗」とある。

▪生敬仲　其少也　周史有以周易見陳侯者

▪（「周史」とは）周の大史である。

▪昭公二年の傳文に「觀書於大史氏　見易象與魯春秋」とあるのを參照。

▪陳侯使筮之

▪蓍を（用いるのを）「筮」という。

▪『禮記』曲禮上に「筴爲筮」とあり、注に「筴或爲蓍」とあるのを參照。また、『周禮』春官の序官〈簭人〉注に「問蓍曰筮」とあるのを參照。

▪遇觀䷓

▪下が坤（☷）で上が巽（☴）のが、「觀」（䷓）である。

▪下の疏に「傳之筮者　指取易義　不爲論卦　丘明不畫卦也　諸爲注者　皆言上體下體　若其畫卦示人　則當不煩此注　注亦不畫卦也　今書有畫卦者　當是後之學者　自恐不識　私畫以備忘　遂傳之耳」とある。

▪之否䷋

▪下が坤〔☷〕で上が乾〔☰〕のが、「否」〔䷋〕である。「觀」の六四の爻〔下から四番目の--〕が（一に）變じて「否」となる、ということである。

▪『史記』陳世家「卦得觀之否」の〈集解〉に「賈逵曰　坤下巽上　觀　坤下乾上　否　觀爻在六四　變而之否」とあるのを參照。なお、疏に「賈服及杜　並皆同焉」とある。

▪曰　是謂觀國之光　利用賓于王

▪これは、『周易』〈觀〉卦の六四の爻辭である。『易』という書物は、六爻に、いづれもみな、變象があり、また、互體があり、聖人は、それらの義にしたがって、論斷するのである。

▪注の「變象」については、上の注に「觀六四爻變而爲否」とあるのを參照。

注の「互體」については、疏に「二至四　三至五　兩體交互　各成一卦　先儒謂之互體」とある。なお、下の注に「自二至四　有艮象」とあるのを參照。

▪此其代陳有國乎　不在此　其在異國　非此其身　在其子孫　光　遠而自他有耀者也　坤　土也　巽　風也　乾　天也　風爲天於土上　山也

▪巽〔☴〕が變じて乾〔☰〕となるから、「風が天となる」と言っているのである。（否䷋の）二から四までには、艮〔☶〕の象があり、艮は山である〔『易』説卦傳〕。

▪有山之材而照之以天光　於是乎居土上

▪山は、材の生ずる所である。上に乾〔天〕があり、下に坤〔土〕があるから、「土の上に居り、天の光がこれを照らす」と言っているのである。

▪故曰　觀國之光　利用賓于王

▪四〔下から四番目の位置〕は諸侯であり、（それが--から一に）變じて乾〔☰〕にゆくのは、國をたもち王〔天子〕に朝することの象である。

▪『易緯乾鑿度』に「六位之設　皆由上下（中略）初爲元士　二爲大夫　三爲三公　四爲諸侯　五爲天子　上爲宗廟」とあるのを參照。また、上の傳文に「乾　天也」とあるのを參照。なお、疏には「乾爲天子」とある。

▪庭實旅百　奉之以玉帛　天地之美具焉　故曰　利用賓于王

▪艮は門庭であり、乾は金玉であり、坤は布帛である。（つまり）諸侯が王に朝して贄幣〔禮物〕をならべることの象である。「旅」は、陳〔ならべる〕である。「百」とは、物が備わることをいう。

▪注の「艮爲門庭▪▪」については、『易』説卦傳に「乾爲天（中略）爲玉　爲金」とあり、また「坤爲地（中略）爲布」とあり、また「艮爲山（中略）爲門闕」とあるの

を參照。

注の「贄幣」については、襄公十四年の傳文に「贄幣不通　言語不達」とあるのを參照。

注の「旅　陳也」については、襄公十四年の傳文「商旅于市」の注に、同文がみえる。なお、『爾雅』釋詁及び『詩』小雅〈賓之初筵〉の毛傳にも「旅　陳也」とある。

注の「百　言物備」については、宣公三年の傳文に「百物而爲之備」とあるのを參照。なお、『國語』晉語四「庭實旅百」の韋注に「庭實　庭中之陳也　百　舉成數也」とあるのも參照。

▪猶有觀焉　故曰其在後乎

▪「觀」という文字によって（さらに）ひろく占したから、「なお觀がある」と言っているのである。（「觀」は）自分にかかわる言葉ではない〔他をみるという言葉である〕から、（本人ではなく）子孫に於いてであることがわかるのである。

▪注の「傳占」の「傳」は、一應、校勘記に從って、「博」に改めるが、あるいは、「傅」に改めるべきかも知れない。

▪風行而著於土

▪疏に「服虔云　巽在坤上　故爲著土也（一曰　巽爲風復爲木　風吹木實落去　更生他土而長育　是爲在異國）」とある。

▪故曰其在異國乎　若在異國　必姜姓也　姜　大嶽之後也

▪姜姓の先祖は、堯の四嶽である。

▪隱公十一年の傳文「夫許　大岳之胤也」の注に「大岳神農之後　堯四岳也」とあるのを參照。なお、その▪も參照。

▪山嶽則配天　物莫能兩大　陳衰　此其昌乎

▪（下から四番目の--が一に）變じて、（二番目から四番目までが）艮〔☶〕の象となるから、大嶽の後裔のところで興起することがわかる。大嶽（の後裔）の政權を得れば、天に配されるほどの大功をあげるから、陳の方は必ず衰えることがわかる。

▪上の注に「自二至四有艮象　艮爲山」とあるのを參照。

▪及陳之初亡也

▪昭公八年に楚が陳を滅す。

▪昭公八年に「冬十月壬午楚師滅陳」とある。

▪陳桓子始大於齊

▪「桓子」は、敬仲の五世の孫、陳無宇である。

▪上の傳文に「五世其昌　並于正卿」とあるのを參照。また、『史記』田敬仲完世家に「仲生穉孟夷（中略）田穉孟夷生湣孟莊　田湣孟莊生文子須無（中略）文子卒　生桓子無宇」とあるのを參照。

▪其後亡也

▪哀公十七年に楚がまた陳を滅す。

▪哀公十七年の傳文に「秋七月己卯楚公孫朝帥師滅陳」とある。

▪成子得政

▪「成子」は、陳常である。敬仲の八世の孫である。陳完〔敬仲〕が齊に禮を示し、子孫も代々その徳を忘れず、徳が卜にかなっていたから、傳は、その始終をもれなく言ったのである。卜筮は、聖人が、どっちつかずのものをきめ、まぎらわしいものをはっきりさせ、同時に、（人に）義を教える、ための、手立てである。（ただし）『尚書』洪範では、龜筮を卿士（に謀るの）と同類にしている。（また）南蒯が亂をおこすことを卜して、「元吉」と出た場合は、惠伯が「誠實（の事）ならば、そのとおりになる〔亂は不誠實の事だから、そのとおりにならない〕」と答えているのに對して、臧會が不誠實にすることを卜し（て、吉と出）た場合は、そのまま、その應驗を獲ている。丘明は、それ故、（卜筮については）諸々の、實際の事件にかかわって、そこに應驗があらわれているもの（だけ）を擧げて、後世に示したのであり、（後世の）君子は、その善なる點、深遠なる點を、銘記する（べきな）のである。他はみな、これに倣う。

▪注の「成子　陳常也　敬仲八世孫」については、上の傳文に「八世之後　莫之與京」とあるのを參照。また、『史記』田敬仲完世家に「無宇卒　生武子開與釐子乞（中略）田乞卒　子常代立　是爲田成子」とあるのを參照。なお、疏に引く沈文阿『春秋左氏經傳義略』に「世家（中略）是於敬仲爲七世　言八世者　據其相代在位爲八世也」とある。

注の「卜筮者　聖人▪▪」については、『禮記』曲禮上に「卜筮者　先聖王之所以使民信時日敬鬼神畏法令也　所以使民決嫌疑定猶與也」とあるのを參照。

注の「尚書洪範▪▪」については、『尚書』洪範に「汝則有大疑　謀及乃心　謀及卿士　謀及庶人　謀及卜筮」とあるのを參照。なお、疏に「杜引洪範者　欲明龜筮未必神靈　故云以同卿士之數　言龜筮所見　纔與卿士同耳」とある。

注の「南蒯卜亂▪▪」については、昭公十二年の傳文に「南蒯之▪叛也（中略）南蒯枚筮之　遇坤䷁之比䷇　曰　黄裳元吉　以爲大吉也（中略）惠伯曰　吾嘗學此矣　忠信之事則可　不然必敗」とあるのを參照。なお、疏に「又引南蒯者　明吉凶由行　不由卜筮　欲使人脩德行　不可純信卜筮也」とある。

注の「臧會卜僭▪▪」については、昭公二十五年の傳文

に「初臧昭伯如晉　臧會竊其寶龜僂句　以卜爲信與僭僭吉（中略）及昭伯從公　平子立臧會　會曰　僂句不余欺也」とあるのを參照。なお、疏に「又引臧會者　吉凶亦由卜筮　不可專在於行　欲使人敬卜筮也」とある。

〔莊公二十三年〕

■二十有三年春公至自齊

■傳はない。

■祭叔來聘

■傳はない。穀梁では、”祭叔は祭公のために魯に來聘したのであり、天子の内臣（祭公のこと）は外交することが出來ないから、「（祭公）使」と言わず、祭公が（祭叔を）聘させることを許さないのである”としている。

■穀梁傳文に「其不言使何也　天子之内臣也　不正其外交　故不與使也」とある。ただし、范注に引く鄭玄『釋穀梁廢疾』には「諸稱使者　是奉王命　其人無自來之意　今祭叔不一心於王而欲外交　不得王命來　故去使以見之」とあって、鄭玄は、「使」を、「祭公使」ではなくて、「王使」と解し、また、「天子之内臣」を、祭公ではなくて、祭叔のこととしている。なお、疏に「虞叔是虞公之弟（桓公十年注）此祭叔或是祭公之弟」とある。

■夏公如齊觀社

■齊が、社を祭ることに因んで、軍器をかぞえしらべたから、公は、それを見物に行ったのである。

■『國語』魯語上「莊公如齊觀社」の韋注に「莊公二十三年　齊因祀社蒐軍實以示客　公往觀之也」とあるのを參照。また、襄公二十四年の傳文に「楚子使薳啓彊如齊聘　且請期　齊社　蒐軍實　使客觀之」とあり、注に「祭社　因閱數軍器　以示薳啓彊」とあるのを參照。なお、疏に引く『釋例』に「凡公出朝聘奔喪會葬　皆但書如　不言其事　此春秋之常」とある。

■公至自齊

■傳はない。

■荊人來聘

■傳はない。「荊子使某來聘」と書かず、君と臣とで（君なのに臣と）表現が同じであるのは、おそらく、楚（荊）が、（中國と）通交するようになったばかりで、まだ禮をきちんと行なえなかった、からであろう。

■疏に引く『釋例』に「楚之君臣　最多混錯　此乃楚之初興　未閑周之典禮告命之辭　自生同異　楚武王熊達始居江漢之間　然猶未能自同列國　故稱荊敗蔡師　荊人來聘

從其所居之稱　而揔其君臣」とあるのを參照。なお、疏に「言君臣同辭者　此云荊人來聘　是臣來也　僖二十一年楚人使宜申來獻捷　言使　則是君也　而經亦書楚人是君臣同辭」とあるが、從えない。杜預は、むしろ、ここを、君の場合〔君が來させた場合〕としているようである。

■公及齊侯遇于穀

■傳はない。

■蕭叔朝公

■傳はない。「蕭」は、附庸の國で、「叔」は、名である。穀で公に朝したから、「來」と言っていないのである。一般に、外で朝すれば、禮を具備できないから、嘉禮は、野外では行なわないものである。

■注の「蕭　附庸國」については、宣公十二年「冬十有二月戊寅楚子滅蕭」の注に「蕭　宋附庸國」とあるのを參照。また、『漢書』地理志上に「沛郡（中略）蕭　故蕭叔國　宋別封附庸也」とあるのを參照。

注の「叔　名」については、隱公元年「三月公及邾儀父盟于蔑」の注に「附庸之君　未王命　例稱名」とあるのを參照。

注の「在外朝」については、公羊傳文に「其言朝公何公在外也」とあり、穀梁傳文に「其不言來　於外也　朝於廟　正也　於外　非正也」とあるのを參照。

注の「嘉禮不野合」については、定公十年の傳文に「嘉樂不野合」とあるのを參照。なお、疏に「嘉禮謂善禮非五禮之嘉也　朝　於五禮屬賓」とある。

■秋丹桓宮楹

■（「桓宮」とは）桓公の廟である。「楹」は、柱である。

■注の「桓公廟也」については、僖公二十四年の傳文「丁未朝于武宮」の注に「文公之祖武公廟」とあるのを參照。また、『詩』召南〈采蘩〉「公侯之宮」の毛傳に「宮　廟也」とあるのを參照。

注の「楹　柱也」については、昭公元年の傳文「叔孫指楹」の注に、同文がみえる。なお、『説文』に「楹　柱也（中略）春秋傳曰　丹桓宮楹」とあるのを參照。なお、『國語』魯語上「莊公丹桓宮之楹」の韋注にも「桓宮　桓公廟也　楹　柱也」とある。

■冬十有一月曹伯射姑卒

■傳はない。（名を書いているのは）同盟はしていなかったけれども、名をもって赴告してきた（からである）。

■僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟　死則赴以名　禮也　赴以名則亦書之（注　謂未同盟）不然則否（注　謂同盟而不以名告）辟不敏也」とあるのを參照。

■十有二月甲寅公會齊侯盟于扈

■傳はない。「扈」は、鄭地で、熒陽の卷縣の西北部にあった。

■注の「滎」は、校勘記に從って、「熒」に改める。なお、文公七年「秋八月公會諸侯晉大夫盟于扈」の注に「扈鄭地　熒陽卷縣西北有扈亭」とあるのを參照。

■二十三年夏公如齊觀社　非禮也　曹劌諫曰　不可　夫禮所以整民也　故會以訓上下之則　制財用之節

■（「財用之節」とは）貢賦の多少である。

■『國語』魯語上「制財用之節」の韋注に「謂牧伯差國大小使受貢職也」とあるのを參照。また、昭公十三年の傳文に「合諸侯藝貢事　禮也」とあるのを參照。

■朝以正班爵之義　帥長幼之序　征伐以討其不然

■「不然」とは、命に從わない、ということである。

■異説として、楊樹達『積微居讀書記』〈讀左傳〉に「杜釋不然爲不用命　乃以意爲釋　非然有用命之義也　然當讀爲戁　説文心部云　戁　敬也　不戁者　不敬也　宣十二年傳云　古者明王伐不敬　成二年傳云　淫湎毀常　王命伐之　則有獻捷　所以懲不敬　勸有功也　此伐不敬之事也　詩商頌長發篇云　不戁不竦　傳云不然　猶詩云不戁耳　説文然或作蘸　故然可假爲戁矣」とある。

■諸侯有王

■王事にたづさわるのである。

■『詩』曹風〈下泉〉「四國有王　郇伯勞之」の鄭箋に「有王　謂朝聘於天子也」とあるのを參照。また、襄公二十九年の傳文に「葬靈王　鄭上卿有事　子展使印段往　伯有曰　弱　不可　子展曰　與其莫往　弱　不猶愈乎　詩云　王事靡盬　不遑啓處　東西南北　誰敢寧處　堅事晉楚　以蕃王室也　王事無曠　何常之有　遂使印段如周」とあるのを參照。

■王有巡守

■四方を視察するのである。

■二十一年の傳文「王巡虢守」の注に「天子省方　謂之巡守」とあるのを參照。

■以大習之

■會朝の禮を盛大に演習するのである。

■惠棟『春秋左傳補註』に「案管子幼官篇曰　千里之外　二千里之内　諸侯三年而朝習命　二千里之外　三千里之内　諸侯五年而會至習命　所謂大習者　蓋習會朝之教命

也」とある。

- 非是　君不舉矣　君舉必書
- 典策に書くのである。
- 序に「周禮有史官　掌邦國四方之事　達四方之志　諸侯亦各有國史　大事書之於策　小事簡牘而已」とあるのを參照。
- 書而不法　後嗣何觀
- 晉桓莊之族偪
- 桓叔・莊伯の子孫は、勢力が強く、公室を壓迫した。
- 桓公二年の傳文に「惠之二十四年晉始亂　故封桓叔于曲沃（中略）惠之三十年晉潘父弑昭侯而納桓叔　不克　晉人立孝侯　惠之四十五年曲沃莊伯伐翼弑孝侯」とあり、注に「莊伯　桓叔子」とあるのを參照。
- 獻公患之　士蔿曰　去富子　則羣公子可謀也已
- 「士蔿」は、晉の大夫である。「富子」とは、二族の中で（特に）富強な者である。
- 注の前半については、『史記』晉世家の〈集解〉に「賈逵曰　士蔿　晉大夫」とあるのを參照。注の後半については、異説として、洪亮吉『春秋左傳詁』に「按　尋繹上下文義　疑富子爲羣公子之一　非強族即係多知術能爲羣公子謀畫者　譖而去之　則羣公子失謀主矣　杜以富強解之　恐誤」とある。ちなみに、昭公十六年の傳文に「富子諫」とあり、注に「富子　鄭大夫」とあって、こちらは、箇有名詞とされている。
- 公曰　爾試其事　士蔿與羣公子謀　譖富子而去之
- 罪状をでっちあげて誣告したのである。同族〔羣公子〕もその富強をにくんでいたから、士蔿は、それにつけこんで、離間させることが出來たのである。近親をつかって讒言すれば、眞實らしくきこえ、骨肉を離間させれば、黨（の力）は弱まる。だから、羣公子は結局、滅ぼされたのである。
- 二十五年の傳文に「晉士蔿使羣公子盡殺游氏之族　乃城聚而處之　冬晉侯圍聚盡殺羣公子」とあり、注に「卒如士蔿之計」とあるのを參照。
- 秋丹桓宮之楹

〔莊公二十四年〕

- 二十有四年春王三月刻桓宮桷
- 「刻」は、鏤〔ほる〕である。「桷」は、椽〔たるき〕である。夫人を迎えようとしていたから、飾りたてたのである。
- 注の「刻　鏤也」については、哀公元年の傳文「器不彤

鏤」の注に「鏤　刻也」とあるのを参照。また、『爾雅』釋器に「金謂之鏤　木謂之刻」とあるのを参照。

注の「桷　椽也」については、襄公二十八年の傳文「子尾抽桷」の注に、同文がみえる。なお、『説文』に「桷　榱也　椽方曰桷」とあり、「椽　榱也」とあり、「榱　秦名爲屋椽　周謂之榱　齊魯謂之桷」とあるのを参照。

注の「▪逆夫人　故爲盛飾」については、穀梁傳文に「取非禮與非正而加之於宗廟　以飾夫人　非正也」とあるのを参照。また、二十三年の公羊傳文「丹桓宮楹　非禮也」の何注に「丹之者　爲▪娶齊女　欲以誇大示之」とあり、ここの公羊傳文「刻桓宮桷　非禮也」の何注に「與丹楹同義」とあるのを参照。なお、下の「戊寅大夫宗婦覿用幣」の注に「莊公欲奢夸夫人」とあるのも参照。

▪葬曹莊公

▪傳はない。

▪夏公如齊逆女

▪傳はない。親迎したのは、禮にかなっている。

▪公羊傳文に「何以書　親迎禮也」とあるのを参照。なお、桓公三年「公子翬如齊逆女」の注に「禮　君有故　則使卿逆」とあるのも参照。

▪秋公至自齊

▪傳はない。

▪八月丁丑夫人姜氏入

▪（「夫人姜氏」とは、傳の）哀姜である。公羊傳では〝姜氏は、公に約束することを求め、公といっしょには入らなかった〟としている。おそらく、孟任がいたからであろう。丁丑（の日）に入り、あくる日になって、廟に朝したのである。

▪公羊傳文に「其言入何　難也　其言日何　難也　其難奈何　夫人不僂　不可使入　與公有所約　然後入」とあり、何注に「僂　疾也　齊人語　約　約遠媵妾也　夫人稽留丑乃入　故爲難辭也　夫人要公　不爲大惡者　妻事夫有四義」とあるのを参照。また、三十二年の傳文に「初公築臺臨黨氏　見孟任　從之　閟　而以夫人言許之　割臂盟公　生子般焉」とあるのを参照。

なお、疏に引く『釋例』に「莊公顧割臂之盟　崇寵孟任　故即位二十三年乃娶元妃　雖丹楹刻桷　身自納幣　而有孟任之嫌　故與姜氏俱反而異入　經所以不以至禮書也」とある。

▪戊寅大夫宗婦覿　用幣

▪「宗婦」とは、同姓の大夫の婦である。禮では、小君〔夫人〕が到着すると、大夫が贄〔おくりもの〕をもってまみえる。臣子としての道を明らかにするためである。莊公は、夫人に自慢しようとしたから、大夫と宗婦とに、同じ贄をもたせ、いっしょにまみえさせたのである。

▪注の「宗婦　同姓大夫之婦」については、襄公二年の傳文「齊侯使諸姜宗婦來送葬」の注に、同文がみえる。なお、『詩』小雅〈常棣〉の疏に「賈杜皆云　宗婦　同姓大夫之婦」とあるのを參照。

注の「禮小君至▪▪」については、『儀禮』士相見禮に「始見于君　執贄至下　容彌蹙」とあるだけで、小君の場合は見當たらず、逆に、穀梁傳文には「禮　大夫不見夫人」とある。なお、公羊の何注には「禮　夫人至　大夫皆郊迎　明日　大夫宗婦皆見」とある。

注の「故使大夫宗婦同贄俱見」については、穀梁傳文に「不言及　不正其行婦道　故列數之也」とあるのを參照。なお、異説として、沈欽韓『春秋左氏傳補注』に「按禮有内宗外宗　鄭云　王同姓之女　謂之内宗　王諸姑姊妹之女　謂之外宗　又得兼母之黨　雜記　外宗爲君夫人猶内宗也　鄭云　謂姑姊妹舅之女及從母　皆是　又有同姓大夫之妻　喪大記所謂外命婦也　又有外親之婦　亦通謂之外宗　服問注云　外宗　君外親之婦也　經言大夫宗婦覿　則外内宗之嫁大夫者　及同姓大夫之妻　覿夫人非謂大夫與宗婦雙雙而至也　尋傳文　並不言大夫見小君　其言男女同贄者　直謂婦人而用幣　是無別於男子　故志其非禮　杜預鹵莽　疏陋欲扶其説　又無證據　徒謂小君與君同體　義亦當見　此等荒謬誕妄處　直孔氏手筆矣　列女傳嬖孽六　亦載此事　婦贄用幣　是男女無別也　較傳語尤明　則注疏之謬灼然矣」とある。ちなみに、上にあげた公羊の何注も、「大夫の宗婦」と、一つのものに讀んでいる。

▪大水

▪傳はない。

▪冬戎侵曹

▪傳はない。

▪曹羈出奔陳

▪傳はない。「羈」は、おそらく、曹の世子であろう。先君の埋葬がすんでいるのに、爵を稱していないのは、微弱で、自分の地位を安定させることが出來ず、（そのため）曹人が名をもって赴告してきた、からである。

▪桓公十一年「鄭忽出奔衛」の注に「莊公既葬　不稱爵者

鄭人賤之　以名赴」とあり、同十五年「鄭世子忽復歸于鄭」の注に「父卒而不能自君　鄭人亦不君之　出則降名以赴」とあるのを參照。

■赤歸于曹

■傳はない。「赤」は、曹の僖公である。おそらく、戎によって送り込まれたのであろう。だから、「歸」と言っているのである。

■成公十八年の傳文に「諸侯納之曰歸」とあるのを參照。なお、疏に「賈逵以爲　羈是曹君　赤是戎之外孫　故戎侵曹　逐羈而立赤」とある。

■郭公

■傳はない。おそらく、經の闕誤であろう。「曹羈」以下について、公羊・穀梁の説は、不明確であるうえに、左氏には適合しないから、採用しない。

■公羊傳文には「曹羈者何　曹大夫也」とあり、また、「赤者何　曹無赤者　蓋郭公也　郭公者何　失地之君也」とあり、穀梁傳文には「赤蓋郭公也」とある。

なお、序に「簡二傳而去異端」とあり、その疏に「若左氏不解　二傳有説　有是有非　可去可取　如是　則簡選二傳　取其合義　而去其異端」とあるのを參照。

■二十四年春刻其桷　皆非禮也

■「楹に丹塗りした」〔二十三年〕こともあわせて非（禮）とするから、「皆」と言っているのである。

■二十三年の公羊傳文に「丹桓宮楹　非禮也」とあり、穀梁傳文に「丹楹　非禮也」とあるのを參照。

■御孫諫曰　臣聞之　儉　德之共也　侈　惡之大也

■「御孫」は、魯の大夫である。

■先君有共德而君納諸大惡　無乃不可乎

■楹に丹塗りしたり桷に彫刻したりしないことを、「共」と言っているのである。

■兪樾『羣經平議』に「杜氏不釋共字　共當讀爲洪　爾雅釋詁　洪　大也　德之洪也　猶曰德之大也　下文曰　侈惡之大也　洪與大　文異而義同　下文又曰　先君有共德而君納諸大惡　猶云有大德也　杜解曰　以不丹楹刻桷爲共　似未得其旨　洪從共聲　故即叚共爲之　尚書大傳維時供祀六沴　鄭注曰　供謂大也　供亦洪之叚字也」とある。

■秋哀姜至　公使宗婦覿　用幣　非禮也

■（大夫と宗婦とであるのに）傳が「大夫」を言っていないのは、非常〔非禮〕の方だけを擧げたのである。

▪經に「戊寅大夫宗婦覿　用幣」とあり、その注に「使大夫宗婦同贄俱見」とあるのを參照。

▪御孫曰　男贄　大者玉帛

▪公・侯・伯・子・男は玉をもち、諸侯の世子・附庸・孤卿は帛をもつ。

▪『周禮』大宗伯に「以玉作六瑞　以等邦國　王執鎮圭　公執桓圭　侯執信圭　伯執躬圭　子執穀璧　男執蒲璧」とあるのを參照。また、同典命に「凡諸侯之適子　誓於天子　攝其君　則下其君之禮一等　未誓　則以皮帛繼子男　公之孤　四命　以皮帛眡小國之君」とあるのを參照。なお、哀侯七年の傳文「禹合諸侯於塗山　執玉帛者萬國」の注に「諸侯執玉　附庸執帛」とあるのも參照。

▪小者禽鳥

▪卿は羔をもち、大夫は鴈をもち、士は雉をもつ。

▪『周禮』大宗伯に「以禽作六摯　以等諸臣　孤執皮帛　卿執羔　大夫執鴈　士執雉　庶人執鶩　工商執雞」とあるのを參照。また、『禮記』曲禮下に「凡摯　天子鬯　諸侯圭　卿羔　大夫鴈　士雉」とあるのを參照。

▪以章物也

▪もつ物をあきらかにして、貴賤をわけるのである。

▪閔公二年の傳文「衣　身之章也」の注に「章貴賤」とあるのを參照。

▪女贄　不過榛栗棗脩　以告虔也

▪「榛」は、小栗である。「脩」は、脯〔ほし肉〕である。「虔」は、敬である。（「榛」・「栗」・「棗」・「脩」は）いづれもみな、その名に取って、敬を示すのである。

▪注の「榛　小栗」については、『禮記』曲禮下「婦人之摯　椇榛脯脩棗栗」の注に「榛實似栗而小」とあるのを參照。

注の「脩　脯」については、『説文』に「脩　脯也」とあるのを參照。また、公羊傳文「然則曷用　棗栗云乎　腶脩云乎」の何注に「腶脩者　脯也」とあるのを參照。

注の「虔　敬也」については、成公十六年の傳文「虔卜於先君也」の注に、同文がみえる。なお、『詩』商頌〈殷武〉「方斲是虔」の毛傳に「虔　敬也」とあるのを參照。

注の「皆取其名以示敬」については、上にあげた公羊傳文の何注に「棗栗取其早自謹敬　腶脩取其斷斷自脩正執此者　若其辭云爾　所以敘情配志也」とあるのを參照。また、文公二年の公羊傳文「練主用栗」の何注に「栗猶戰栗　謹敬貌」とあるのを參照。なお、『白虎通』瑞贄に「故后夫人以棗栗腶脩者　凡内脩陰也　又取其朝早起　栗戰自正也」とあるのも參照。

▪今男女同贄　是無別也　男女之別　國之大節也　而由夫人亂之　無乃不可乎

▪晉士蔿又與羣公子謀　使殺游氏之二子
▪「游氏の二子」もまた、桓・莊の族である。
▪二十三年の傳文に「晉桓・莊之族偪」とあり、注に「桓叔莊伯之子孫　強盛　偪迫公室」とあるのを參照。
▪士蔿告晉侯曰　可矣　不過二年　君必無患

〔莊公二十五年〕

▪二十有五年春陳侯使女叔來聘
▪「女叔」は、陳の卿である。「女」は氏で、「叔」は字である。

▪夏五月癸丑衞侯朔卒
▪傳はない。惠公である。名を書いているのは、十六年に内〔魯〕の大夫と幽で盟ったからである。
▪十六年に「冬十有二月會齊侯宋公陳侯衞侯鄭伯許男滑伯滕子同盟于幽」とあり、注に「書會　魯會之　不書其人微者也」とある。なお、僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟　死則赴以名　禮也」とあるのを參照。

▪六月辛未朔日有食之　鼓用牲于社
▪「鼓」とは、鼓を伐ったのである。（「用牲于社」とは）牲を用いて社を祭ったのである。傳例に「非常也」とある〔下の傳文〕。

▪伯姬歸于杞
▪傳はない。「逆女」を書いていないのは、迎えにきたのが微者だったからである。
▪隱公二年に「九月紀裂繻來逆女」とあり、ついで「冬十月伯姬歸于紀」とあり、前者の傳文に「卿爲君逆也」とあるのを參照。

▪秋大水　鼓用牲于社于門
▪「門」とは、國門〔城門〕である。傳例に「亦非常也」とある〔下の傳文〕。

▪冬公子友如陳
▪傳はない。女叔の聘に返報したのである。諸諸の、魯が出て朝聘する場合は、いづれもみな、「如」と書き、先方がきちんと禮を行うとは限らないから、「朝」・「聘」とは稱さない、のが、《春秋》の常辭である。公子友は莊公の同母弟であるのに、（「弟」と稱さず）「公子」と稱しているのは、（「弟」と「公子」とは）史策では互通する言い方だからである。（つまり）同母弟は、肉親で

あって、他臣とは異なるから、殺害した場合は、「弟」と稱して（獨自に）義を示すが、朝聘などの場合は、兄弟が仲むつまじいということであり、（義）例をたてるべきところではないから、「弟」と稱したり、「公子」と稱したり、舊史〔史策〕の文のままにするのである。同母弟の例は、宣公十七年にある。

・注の「報女叔之聘」については、上に「春陳侯使女叔來聘」とある。

注の「諸魯出朝聘　皆書如・・」については、公羊の何注に「如陳者　聘也　内朝聘言如者　尊内也」とあるのを參照。

注の「公子友　莊公之母弟・・」については、疏に引く『釋例』に「庶弟不得稱弟　而母弟得稱公子　秦伯之弟鍼適晉　女叔齊曰　秦公子必歸　此公子亦國之常言　得兩通之證也」とあるのを參照。なお、二十七年の公羊傳文に「公子慶父公子牙公子友皆莊公之母弟也」とある。

注の「母弟至親・・」については、疏に引く『釋例』に「兄而害弟　則稱弟以章兄罪　弟又害兄　則去弟以罪弟身　統論其義　兄弟二人　交相殺害　各有曲直　存弟則示兄曲也」とあるのを參照。なお、隱公元年の傳文に「段不弟　故不言弟」とあるのも參照。

注の「至於嘉好之事・・」については、疏に引く『釋例』に「若夫朝聘盟會　嘉好之事　此乃兄弟之篤睦　非義例之所興　故仍舊史之策　或稱弟　或稱公子　踐土之盟叔武不稱弟　此其義也」とあるのを參照。

注の「母弟例在宣十七年」については、宣公十七年の傳文に「凡大子之母弟　公在曰公子　不在曰弟　凡稱弟皆母弟也」とある。

・二十五年春陳女叔來聘　始結陳好也　嘉之　故不名

・季友〔公子友〕は魯の相であり、原仲は陳の相であり、二人は、昔からの知りあいであった。だから、女叔が來聘すると、季友が冬にお返しに聘し、友好（の仕方）が行き届いていたのである。卿に字をいうのが、よみする場合であるとすれば、名を稱するのが通常である。

・注の「二人有舊」については、二十七年の傳文に「秋公子友如陳葬原仲　非禮也　原仲　季友之舊也」とあるのを參照。

注の「接備」は、行き届くの意の連文と見る。

なお、諸本に従って、注の「故女」の下に「叔」の字を補う。

・夏六月辛未朔日有食之　鼓用牲于社　非常也

・（「非常」とは）鼓をうつぎまりの月〔六月〕ではなか

った、ということである。〈長厤〉によって推算すると、「辛未」は、實は七月の朔であり、閏の置き所をまちがえたから、月のずれを招いたのである。

▪疏に引く『釋例』に「莊二十五年經書六月辛未朔日有食之　實是七月朔　非六月　故傳云　非常也　唯正月之朔有用幣伐鼓　明此食非用幣伐鼓常月　因變而起厤誤也　文十五年經文皆同　而更復發傳曰非禮者　明前傳欲以審正陽之月　後傳發例　欲以明諸侯之禮　此乃聖賢之微旨　而先儒所未喻也」とあるのを參照。また、疏に「不應置閏而置閏　誤使七月爲六月也」とあるのを參照。なお、異説として、顧炎武『左傳杜解補正』に「周之六月　夏之四月　所謂正月之朔也　然則此其常也　而曰非常者何　蓋不鼓於朝而鼓於社　不用幣而用牲　此所以謂之非常禮也　杜氏不得其説而曰　以長厤推之　是年失閏　辛未實七月朔　非六月也　此則咎在司厤　不當責其伐鼓矣」とある。

▪唯正月之朔　慝未作

▪「正月」とは、夏厤の四月（つまり）周厤の六月であり、正陽の月をいう。今ここで、「六月」と書かれていて、傳が「唯」と言っているのは、（「六月」と書かれている）この月は（實は）正陽の月ではない、ということを明らかにしたのである。「慝」は、陰氣である。

▪昭公十七年の注にも「正月　謂建巳正陽之月也　於周爲六月　於夏爲四月　慝　陰氣也」とある。なお、『詩』小雅〈正月〉「正月繁霜」の鄭箋に「夏之四月　建巳之月　純陽用事而霜多」とあるのを參照。また、『周禮』環人「察軍慝」の注に「慝　陰姦也」とあるのを參照。

▪日有食之　於是乎用幣于社　伐鼓于朝

▪日食は、厤の上でいつでもおこり得るが、正陽の月に食した場合に限り、諸侯は、社で幣を用いて、上公〔社神〕に救いを求め、朝で鼓を伐って、へりくだって自分を責め、それによって、陰が陽を侵してはならず、臣が君を掩ってはならないことを明らかにし、大義を示すのである。

▪注の「上公」については、昭公二十九年の傳文に「故有五行之官　是謂五官　實列受氏姓　封爲上公　祀爲貴神　社稷五祀　是尊是奉」とあるのを參照。

▪秋大水　鼓用牲于社于門　亦非常也

▪常禮を失したのである。

▪凡天災有幣無牲

▪「天災」とは、日食・月食と大水とである。（これらの場合）祈り求めるだけで、牲は用いないのである。

▪非日月之眚不鼓

▪「眚」は、災と同じである。月が日を侵すのが「眚」である。陰陽（の序）が順であるか逆であるかは、賢聖が重んじる事であるから、特に鼓をうつのである。
▪注の「眚猶災也」については、二十二年の穀梁傳文に「眚災也」とあるのを參照。
▪晉士蔿使羣公子盡殺游氏之族　乃城聚而處之
▪「聚」は、晉の邑である。
▪『史記』晉世家の〈集解〉に「賈逵曰　聚　晉邑」とあるのを參照。
▪冬晉侯圍聚　盡殺羣公子
▪結局、士蔿の計略どおりになったのである。
▪二十三年の傳文に「晉桓莊之族偪　獻公患之　士蔿曰　去富子　則羣公子可謀也已　公曰　爾試其事　士蔿與羣公子謀　譖富子而去之」とあり、二十四年の傳文に「晉士蔿又與羣公子謀　使殺游氏之二子　士蔿告晉侯曰　可矣　不過二年　君必無患」とあるのを參照。

〔莊公二十六年〕

▪二十有六年春公伐戎
▪傳はない。
▪夏公至自伐戎
▪傳はない。
▪曹殺其大夫
▪傳はない。名を稱していないのは、罪が無かったからである。例は、文公七年にある。
▪文公七年の傳文に「書曰宋人殺其大夫　不稱名　衆也　且言非其罪也」とあり、注に「不稱殺者及死者名　殺者衆　故名不可知　死者無罪　則例不稱名」とある。
▪秋公會宋人齊人伐徐
▪傳はない。宋が齊の上におかれているのは、兵に主となったからである。
▪十六年「夏宋人齊人衞人伐鄭」の注に「宋主兵也　班序上下　以國大小爲次　征伐　則以主兵爲先　春秋之常也　他皆放此」とあるのを參照。
▪冬十有二月癸亥朔日有食之
▪傳はない。
▪二十六年春晉士蔿爲大司空
▪「大司空」は、卿官である。

▪二十三年の注に「士蔿　晉大夫」とあるのを參照。また、成公二年の注に「晉司馬司空　皆大夫」とあるのを參照。

▪夏士蔿城絳　以深其宮

▪「絳」は、晉が都をおいていた所であり、今の平陽の絳邑縣である。

▪秋虢人侵晉　冬虢人又侵晉

▪あくる年の傳「晉（侯）▪伐虢」のために、本を張ったのである。この年、經と傳とが、それぞれ（全く）別の事を言っているのは、經が（傳を必要としない）直文であったり、あるいは、（經の素材となった）策書は殘っていたが、（傳の素材となる）簡牘が散佚していて、その本末〔經に書かれている事件の詳細〕がわからなかったりしたから、傳は（經について）解説せず、傳事〔傳獨自の事件〕だけを言ったのである。

▪注の「直文」については、序に「四曰　盡而不汙　直書其事　具文見意」とあるのを參照。

注の「策書」及び「簡牘」については、序に「大事書之於策　小事簡牘而已」とあり、「仲尼因魯史策書成文考其眞僞　而志其典禮」とあるのを參照。また、隱公元年の傳文「有蜚　不爲災　亦不書」の注に「傳之所據非唯史策　兼采簡牘之記」とあり、同十一年の傳文「凡諸侯有命　告則書　不然則否」の注に「命者　國之大事政令也　承其告辭　史乃書之於策　若所傳聞行言　非▪君命　則記在簡牘而已　不得記於典策　此蓋周禮之舊制」とあるのを參照。

〔莊公二十七年〕

▪二十有七年春公會杞伯姬于洮

▪「伯姬」は、莊公の女〔むすめ〕である。「洮」は、魯地である。

▪公羊の何注に「洮　內也」とあるのを參照。

▪夏六月公會齊侯宋公陳侯鄭伯同盟于幽

▪秋公子友如陳葬原仲

▪「原仲」は、陳の大夫である。「原」は氏で、「仲」は字である。禮では、臣が死ぬと、名をいわない。だから、字を稱しているのである。季友〔公子友〕は、禮に違反して、外の大夫の葬に會したのであり、つぶさにその事をあらわしていることからも、譏っていることがわかる。

▪注の「原仲　陳大夫」については、公羊傳文に「原仲者何　陳大夫也」とあるのを參照。

注の「禮　臣既卒　不名　故稱字」については、『禮記』玉藻に「士於君所言大夫　沒矣　則稱謚若字」とあるのを參照。また、桓公二年の穀梁傳文に「臣既死　君不忍稱其名」とあるのを參照。なお、公羊の何注に「稱字者　葬從主人也」とあるのも參照。

注の「具見其事　亦所以知譏」については、序に「四曰　盡而不汙　直書其事　具文見意　丹楹刻桷　天王求車　齊侯獻捷之類　是也」とあり、その疏に「三者　皆非禮而動　直書其事　不爲之隱　具爲其文　以見譏意」とあるのを參照。

▪冬杞伯姬來

▪傳例に「歸寧」とある〔下の傳文〕。

▪莒慶來逆叔姬

▪傳はない。「慶」は、莒の大夫である。「叔姬」は、莊公の女〔むすめ〕である。卿が自分のために迎えに來た場合は、字を稱す。例は、宣公五年にある。

▪宣公五年に「秋九月齊高固來逆叔姬」とあり、傳に「秋九月齊高固來逆女　自爲也　故書曰逆叔姬　卿自逆也」とあり、注に「適諸侯稱女　適大夫稱字　所以別尊卑也」とある。

▪杞伯來朝

▪傳はない。杞が「伯」と稱しているのは、おそらく、當時の王に黜けられたのであろう。

▪桓公二年に「秋七月杞侯來朝」とあり、同十二年に「夏六月壬寅公會杞侯莒子盟于曲池」とある。なお、桓公二年「滕子來朝」の注に「隱十一年稱侯　今稱子者　蓋時王所黜」とあるのを參照。

▪公會齊侯于城濮

▪傳はない。「城濮」は、衞地である。衞を討とうとしたのである。

▪『史記』晉世家「四月戊辰宋公齊▪秦▪與晉侯次城濮」の〈集解〉に「賈逵曰　衞地也」とあるのを參照。なお、二十八年に「春王三月甲寅齊人伐衞」とある。

▪二十七年春公會杞伯姬于洮　非事也

▪諸侯の（なすべき）事ではない。

▪天子非展義不巡守

▪天子が巡守するのは、徳義を宣布するためである。

▪諸侯非民事不舉　卿非君命不越竟

▪夏同盟于幽　陳鄭服也

▪二十二年に、陳が亂れて、齊が（陳の）敬仲を受け入れ、二十五年（つまり）鄭の文公の四年に、（鄭が）楚と和平し、（陳と鄭とは）いづれもみな、齊に對して二心を持っており、今ここで、始めて服從したのである。

▪二十二年の傳文に「春陳人殺其大子御寇　陳公子完與顓孫奔齊（注　公子完顓孫皆御寇之黨）顓孫自齊來奔　齊侯使敬仲爲卿（注　敬仲　陳公子完）辭曰（中略）使爲工正」とあるのを參照。また、文公十七年の傳文に「鄭子家使執訊而與之書　以告趙宣子曰（中略）文公二年六月壬申朝于齊　四年二月壬戌爲齊侵蔡　亦獲成於楚」とあるのを參照。

▪秋公子友如陳葬原仲　非禮也　原仲　季友之舊也

▪冬杞伯姬來　歸寧也

▪「寧」とは、父母の安否を問うのである。

▪『詩』周南（葛覃）に「歸寧父母」とあり、毛傳に「寧安也」とあるのを參照。

▪凡諸侯之女　歸寧曰來　出曰來歸

▪「歸」は、かえらないという表現である。

▪隱公元年「秋七月天王使宰咺來歸惠公仲子之賵」の注に、同文がみえる。

▪夫人歸寧曰如某　出曰歸于某

▪疏に引く『釋例』に「歸寧者　女子既嫁　有時而歸　問父母之寧否　父母沒　則使卿歸問兄弟也　出者　謂犯七出而見絶者也　歸者　有所往之稱　來者　有所反之言　故嫁謂之歸　而寧謂之來　見絶而出　則以來歸爲辭　來而不反也　如某者　非終安之稱　歸于某者　亦不反之辭」とある。

▪晉侯▪伐虢　士蔿曰　不可　虢公驕　若驟得勝於我　必弃其民

▪民を弃てて養わなくなる。

▪無衆而後伐之　欲禦我　誰與　夫禮樂慈愛　戰所畜也　夫民　讓事樂和愛親哀喪　而後可用也

▪上が民を使うには、義・讓・哀・樂を本とする。（つまり）無理強いしてはならない、ということである。

▪虢弗畜也　亟戰▪饑

▪虢は、義・讓をたくわえず、無理に戰わせている、ということである。

▪王使召伯廖賜齊侯命

▪「召伯廖」は、王の卿士である。命を賜わって侯伯にしたのである。

■『史記』周本紀に「惠王十年　賜齊桓公爲伯」とあるのを参照。なお、僖公二十八年の傳文に「王命尹氏及王子虎内史叔興父　策命晉侯爲侯伯」とあるのも参照。

■且請伐衞　以其立子頹也

■（衞が）子頹を擁立したことは、十九年にある。

■十九年の傳文に「秋五大夫奉子頹以伐王　不克　出奔温　蘇子奉子頹以奔衞　衞師燕師伐周　冬立子頹」とある。

〔莊公二十八年〕

■二十有八年春王三月甲寅齊人伐衞　衞人及齊人戰　衞人敗績

■齊侯が「人」と稱しているのは、賄賂を受け取ってひきあげたことを諱み、賤者として赴告してきた、からである。地をいっていないのは、史官が書き落としたのである。

■下の傳文に「春齊侯伐衞　戰　敗衞師　數之以王命　取賂而還」とあるのを参照。

■夏四月丁未郕子瑣卒

■傳はない。（名を書いているのは）同盟はしていなかったけれども、名をもって赴告してきた（からである）。

■僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟　死則赴以名　禮也　赴以名則亦書之（注　謂未同盟）不然則否（注　謂同盟而不以名告）辟不敏也」とあるのを参照。

■秋荆伐鄭　公會齊人宋人救鄭

■冬築郿

■「郿」は、魯の下邑である。傳例に「邑には『築』という」とある〔下の傳文〕。

■疏に「國都爲上　邑爲下　故云魯下邑」とある。

■大無麥禾

■「冬」のところに書いているのは、五穀をことごとくとり入れ、（その結果）食糧不足と算定され、その後で書いた、からである。

■穀梁傳文に「大者　有顧之辭也　於無禾及無麥也」とあるのを参照。

■臧孫辰告糴于齊

■「臧孫辰」は、魯の大夫の臧文仲である。

■十一年の傳文に「臧文仲曰　宋其興乎」とあり、注に「臧文仲　魯大夫」とあるのを参照。また、『國語』魯語上に「文仲以鬯圭與玉磬如齊告糴」とあるのを参照。なお、疏に「服虔云　不言如　重穀急辭」とある。また、

『儀禮』聘禮「若有言　則以束帛如享禮」の疏に「服注云　無庭實也」とある。

■二十八年春齊侯伐衞　戰　敗衞師　數之以王命　取賂而還

■晉獻公娶于賈　無子

■「賈」は、姬姓の國である。

■桓公九年の傳文「秋虢仲芮伯梁伯荀侯賈伯伐曲沃」の注に「荀賈皆國名」とあるのを參照。

■烝於齊姜

■「齊姜」は、武公〔父〕の妾である。

■桓公十六年の傳文「初衞宣公烝於夷姜　生急子」の注に「夷姜　宣公之庶母也　上淫曰烝」とあるのを參照。

■生秦穆夫人及大子申生　又娶二女於戎　大戎狐姬生重耳

■「大戎」は、唐叔の子孫で、（晉とは）別に戎狄（の地）にいた者である。

■『國語』晉語四に「狐氏出自唐叔　狐姬　伯行之子也　實生重耳」とあり、韋注に「狐氏　重耳外家　與晉俱唐叔之後　別在大戎者　伯行　狐氏字」とあるのを參照。

■小戎子生夷吾

■「小戎」は、允姓の戎である。「子」は、女〔むすめ〕である。

■注の「小戎　允姓之戎」については、昭公九年の傳文に「先王居檮杌于四裔　以禦螭魅　故允姓之姦居于瓜州」とあり、注に「允姓　陰戎之祖」とあるのを參照。注の「子　女也」については、『詩』大雅〈大明〉「長子維行」の毛傳に「長子　長女也」とあるのを參照。

■晉伐驪戎　驪戎男女以驪姬

■「驪戎」（國）は、京兆の新豐縣にあった。その君は姬姓で、その爵は男である。女〔むすめ〕を人にとつがせるのを「女」という。

■注の「驪戎在京兆新豐縣」については、『漢書』地理志上に「京兆尹（中略）新豐　驪山在南　故驪戎國」とあるのを參照。注の「納女於人曰女」については、桓公十一年の傳文「宋雍氏女於鄭莊公　曰雍姞」の注に「以女妻人曰女」とあるのを參照。

■歸　生奚齊　其娣生卓子　驪姬嬖　欲立其子　賂外嬖梁五與東關嬖五

■（「外嬖梁五」は）姓が梁、名が五で、閨闥〔門戶〕の外にいた者であり、「東關嬖五」は、別に關塞〔國境の關所〕にいた者で、名が同じく五である。いづれもみな、（卿ではなく）大夫であったが、獻公に嬖幸〔寵愛〕さ

れ、國事に參與していたのである。

- あまりはっきりはしないが、どうやら、杜預は、「外嬖梁五」を、（門）外の嬖臣の梁五、「東關嬖五」を、（東）關の嬖臣の五、と讀んでいるようである。なお、異説として、王引之『經義述聞』に「外嬖　對內嬖而言　驪姬內嬖也　二五　外嬖也　外嬖二字　統二五言之　東關下不當復有嬖字　梁五既稱其姓曰梁　東關五不應獨略其姓　廣韻東字注曰　漢複姓　左傳晉有東關嬖五　則東關爲姓矣　既以東關爲姓　則東關下愈不當有嬖字　如梁五以梁爲姓　而謂之梁嬖五可乎　漢書古今人表　正作東關五　韋昭注晉語亦曰　二五　獻公嬖大夫　梁五與東關五也　是古文無嬖字之明證　杜注皆失之」とある。
- 使言於公曰　曲沃　君之宗也
- 「曲沃」は、桓叔が封ぜられた所であり、先君の宗廟がある所である。
- 桓公二年の傳文に「惠之二十四年晉始亂　故封桓叔于曲沃」とあるのを參照。また、『史記』晉世家に「曲沃吾先祖宗廟所在」とあるのを參照。また、『國語』晉語一の韋注に「曲沃　桓叔之封　先君宗廟在焉」とあるのを參照。
- 蒲與二屈　君之疆也
- 「蒲」は、今の平陽の蒲子縣である。「二屈」は、今の平陽の北屈縣である。（傳文の）「二」は「北」にすべきである、とも言われている。
- 異説として、『國語』晉語一の韋注に「二屈　屈有南北也　今河東有北屈　則是時復有南屈也」とある。
- 不可以無主　宗邑無主　則民不威　疆埸無主　則啓戎心　戎之生心　民慢其政　國之患也　若使大子主曲沃而重耳夷吾主蒲與屈　則可以威民而懼戎　且旌君伐
- 「旌」は、章〔あらわす〕である。「伐」は、功である。
- 注の「旌　章也」については、定公元年の傳文「生不能事　死又離之　以自旌也」の注に、同文がみえる。また、僖公二十四年の傳文「以志吾過　且旌善人」の注に「旌　表也」とある。なお、『國語』晉語一の韋注に「旌　章也」とあるのを參照。

注の「伐　功也」については、成公十六年の傳文「晉侯使郤至獻楚捷于周　與單襄公語　驟稱其伐」の注に、同文がみえる。なお、『史記』高祖功臣侯者年表序に「古者人臣功有五品　以德立宗廟定社稷曰勳　以言曰勞　用力曰功　明其等曰伐　積日曰閱」とあるのを參照。また、『國語』晉語一の韋注に「伐　功也」とあるのを參照。

- 使俱曰　狄之廣莫　於晉爲都　晉之啓土　不亦宜乎
- 「廣莫」は、遠く隔った狄地である。つまり、蒲と北屈とをいう。二公子に、（國を）出て、そこに都邑をつく

らせれば、晉は大いに領土をひろげることになる、ということである。獻公が決心しなかったから、さらに、二人の五に、口を揃えてこのような利點を説明させたのである。

- 注の「使二五俱説此美」については、『國語』晉語一の韋注に「使俱者　使二五同聲也」とあるのを參照。なお、注の「蒲子北屈」の「子」は、校勘記に從って、「與」に改める。
- 晉侯説之　夏使大子居曲沃　重耳居蒲城　夷吾居屈　羣公子皆鄙
- 「鄙」は、邊邑である。
- 十九年「冬齊人宋人陳人伐我西鄙」の注に、同文がみえる。なお、その・を參照。
- 唯二姬之子在絳　二五卒與驪姬譖羣公子而立奚齊　晉人謂之二五耦
- （「耦」とは）二つの耜（すき）を並べて、幅を一尺にし、いっしょに一伐（の土）を（ほり）おこすのである。（つまり）二人が、これと同じように、いっしょに晉の公室を損傷した、ということである。
- 注の前半については、『周禮』考工記〈匠人〉に「耜廣五寸　二耜爲耦　一耦之伐　廣尺深尺　謂之甽」とあるのを參照。また、『論語』微子「長沮桀溺耦而耕」の〈皇疏〉に「耜是今之釋　廣五寸　五寸則不成伐　故二人並耕　兩耜並　得廣一尺　一尺則成伐也」とあるのを參照。注の後半については、『周禮』考工記〈旊人〉「凡陶旊之事　髻墾薛暴不入市」の注に「墾　頓傷也」とあるのを參照。なお、傳文の「二耦」は、校勘記に從って、「二五耦」に改める。
- 楚令尹子元欲蠱文夫人
- （「文夫人」は）文王の夫人の息嬀である。「子元」は、文王の弟である。「蠱」とは、淫事でまどわす（誘惑する）のである。
- 注の「文王夫人息嬀也」については、十四年の傳文に「楚子如息　以食入享　遂滅息　以息嬀歸　生堵敖及成王焉」とあるのを參照。注の「子元　文王弟」については、『國語』楚語上の韋注に「子元　楚武王子　文王弟　王子善也」とあるのを參照。
- 爲館於其宮側而振萬焉
- 「振」は、動である。「萬」は、舞（の名）である。
- 注の「振　動也」については、『禮記』月令「蟄蟲始振」の注に「振　動也」とあるのを參照。なお、襄公四年の

傳文に「戎狄事晉　四鄰振動　諸侯威懷」とある。
注の「萬　舞也」については、隱公五年の傳文「九月考仲子之宮　萬焉」の注に、同文がみえる。なお、宣公八年「壬午猶繹　萬入去籥」の注に「萬　舞名」とあるのを參照。また、同年の公羊傳文に「萬者何　干舞也」とあるのを參照。

- 夫人聞之　泣曰　先君以是舞也　習戎備也　今令尹不尋諸仇讎　而於未亡人之側　不亦異乎
- 「尋」は、用である。婦人は、ひとりになると〔夫が死ぬと〕、自分を「未亡人」と稱する。
- 注の「尋　用也」については、昭公元年の傳文「日尋干戈　以相征討」の注に、同文がみえる。なお、『漢書』郊祀志上「寖尋於泰山矣」の注に「鄭玄曰　尋　用也」とあるのを參照。また、『文選』卷第五十四陸士衡〈五等諸侯論〉「尋斧始於所庇　制國昧於弱下」の李善注に「賈逵國語注曰　尋　用也」とあるのを參照。
注の「婦人既寡　自稱未亡人」については、成公九年の傳文「施及未亡人」の注に「婦人　夫死　自稱未亡人」とあるのを參照。
- 御人以告子元
- 「御人」は、夫人の侍人である。
- 子元曰　婦人不忘襲讎　我反忘之　秋子元以車六百乘伐鄭　入于桔柣之門
- 「桔柣（之門）」は、鄭の遠郊の門である。
- 子元鬬御彊鬬梧耿之不比爲旆
- 子元自身と三子とが、特に旆を建てて前にいた〔先陣をつとめた〕のである。幅が布幅いっぱいで長さが尋〔八尺〕のを「旆」といい、旒（のさき）につぎたすのを「旆」という。
- 注の前半については、宣公十二年の傳文「令尹南轅反旆」の注に「旆　軍前大旗」とあるのを參照。また、襄公十八年の傳文「以旆先」の注に「建旆以先驅」とあるのを參照。また、哀公二年の傳文「以兵車之旆與罕駟兵車先陳」の注に「旆　先驅車也」とあるのを參照。
注の後半は、『爾雅』釋天の文である。ただし、『爾雅』の方には、文頭に「緇」の字がある。
- 鬬班王孫游王孫喜殿
- 三子が、後にいて、背面の備えをなしたのである。
- 襄公二十六年の傳文「子儀之亂　析公奔晉　晉人寘諸戎車之殿　以爲謀主」の注に「殿　後軍」とあるのを參照。
- 衆車入自純門　及逵市
- 「純門」は、鄭の外郭の門である。「逵市」は、郭内の大通りにそった市である。

▪宣公十二年の傳文「入自皇門　至于逵路」の注に「塗方九軌曰逵」とあるのを參照。

▪縣門不發　楚言而出　子元曰　鄭有人焉

▪「縣門」は、内城の門につるしてある扉である。鄭は、楚に對して餘裕を示そうとしたから、（わざと）城門を閉じず、兵を外に出して、楚の言葉のまねをさせた。そのため、子元は用心して、進もうとしなかったのである。

▪注の前半については、襄公十年の傳文「縣門發」の疏に「縣門者　編版　廣長如門　施關機　以縣門上　有寇則發機而下之」とあるのを參照。

注の後半については、異説として、楊伯峻『春秋左傳注』に「（傳　楚言而出）楚子元等既入城　見其縣門不發復操楚語而退出　杜注謂鄭出兵而效楚言　誤矣（傳　子元曰　鄭有人焉）此即楚言之内容也」とある。

▪諸侯救鄭　楚師夜遁　鄭人▪奔桐丘

▪許昌縣の東北部に桐丘城がある。

▪諜告曰　楚幕有烏　乃止

▪「諜」は、間〔しのび〕である。「幕」は、帳〔とばり〕である。

▪注の「諜　間也」については、僖公二十五年の傳文「諜出」の注に、同文がみえる。なお、桓公十二年の傳文「使伯嘉諜之」の注に「諜　伺也」とあり、哀公元年の傳文「使女艾諜澆」の注に「諜　候也」とあるのを參照。また、『國語』晉語四「諜出日」の韋注に「諜　間候」とあるのを參照。

注の「幕　帳也」については、哀公六年の傳文「殺諸野幕之下」の注に「駐於野　張帳而殺之」とあり、同八年の傳文「私屬徒七百人　三踊於幕庭」の注に「於帳前設格　令士試躍之」とあるのを參照。

▪冬饑　臧孫辰告糴于齊　禮也

▪經が「大無麥禾」と書いているのに對して、傳が「饑」と言い、しかも、「饑」を先に書いて「築郿」の上に置いているのは、糴〔かいよね〕に行った時點のことを説いたのである。經が（「築郿」の）下に置いているのは、糴できるのをまった〔實際に糴できた時點で書いた〕のである。（なお、經が）「饑」を諱んだかにまぎらわしいから、「禮にかなっている」と言っているのである。

▪經の疏に「服虔曰　陰陽不和　土氣不養　故禾麥不成也　傳言饑　而經不書者　得齊之糴　救民之急　不至於饑也　傳言饑者　指未糴之前　説告糴之意　故言饑也」とあるのを參照。

▪築郿　非都也　凡邑　有宗廟先君之主曰都　無曰邑　邑

曰築　都曰城

▪『周禮』では、四縣が「都」で、四井が「邑」である。しかしながら、宗廟がそこにあれば、邑であっても、「都」という。宗廟を尊ぶためである。（なお）「凡邑」と言っているから、（邑の）他の「築」は、この例に入らない。

▪注の「周禮▪▪」については、『周禮』小司徒に「九夫爲井　四井爲邑　四邑爲丘　四丘爲甸　四甸爲縣　四縣爲都」とある。

注の「然宗廟所在▪▪」については、疏に引く『釋例』に「若邑有先君宗廟　雖小曰都　尊其所居而大之也　然則都而無廟　固宜稱城　城漆是也　而穎氏唯繫於有先君之廟　患漆本非魯邑　因説曰　漆有郈之舊廟　是使魯人尊郈之廢廟與先君同　非經傳意也」とあるのを參照。

注の「言凡邑▪▪」については、疏に「若築臺築囿築王姬之館　則皆稱爲築　無大小之異」とある。

〔莊公二十九年〕

▪二十有九年春新延廐

▪傳例に「（この記事を）書いたのは、時節はずれだったからである」とある〔下の傳文〕。「新」と言っているのは、いづれもみな、古い物が使えなくなり、更めて造った、という表現である。

▪疏に引く『釋例』に「言新　意所起　言作　以興事　通謂興起功役之事也　揔而言之　不復分別因舊與造新也　經書延廐　稱新而不言作　傳言　新作延廐　書　不時也　此稱經文　而以不時爲譏　義不在作也　然尋傳　足以知經闕作字也　而劉賈云　言新　有故木　言作　有新木　延廐不書作　所用之木　非公命也　凡諸興造　固當有新　固當有因　今爲春秋微義　直記別此門此觀有新木故木　既已鄙近　且材木者　立廐之具也　公命立廐　則衆用皆隨之矣　焉有所用之木非公命也　此爲匠人受命立廐而盜共其用　豈然乎哉」とあるのを參照。なお、公羊傳文に「新延廐者何　脩舊也」とあり、穀梁傳文に「其言新　有故也」とあるのも參照。

▪夏鄭人侵許

▪傳例に「鍾鼓を鳴らさなかった場合は『侵』という」とある〔下の傳文〕。

▪秋有蜚

▪傳例に「災害をもたらした」とある〔下の傳文〕。

▪冬十有二月紀叔姬卒

▪傳はない。紀國は滅んだけれども、叔姬は節義を守った

から、「紀」に繫げ、賢として記録したのである。

▪十二年「春王三月紀叔姬歸于酅」の注に「紀侯去國而死　叔姬歸魯　紀季自定於齊　而後歸之　全守節義　以終婦道　故繫之紀　而以初嫁爲文　賢之也」とあるのを參照。

▪城諸及防

▪「諸」・「防」は、いづれもみな、魯の邑である。傳例に「書いたのは、時節にかなっていたからである」とある〔下の傳文〕。諸諸の、危難に備えるためではなくて興作した場合、傳は、いづれもみな、(凡例に)かさねて、「時節にかなっていた」(あるいは、「時節にかなっていなかった」)と言うことによって解釋する。他はみな、これに倣う。「諸」は、今の城陽縣である。

▪傳の疏に引く『釋例』に「傳既顯稱凡例　而書時書不時　各重發者　皆以別無備而興作　如書旱雩之別過雩也　若城西郛　傳特曰懼齊　此其意也」とあるのを參照。なお、疏に「賈逵云　言及　先後之辭」とある。

▪二十九年春新作延廐　書　不時也

▪經に「作」の字がないのは、おそらく、闕文であろう。

▪經の▪を參照。

▪凡馬　日中而出　日中而入

▪「日中」は、春分・秋分である。廐をなおすには、秋分にしなければいけない。(つまり)馬が入ろうとする時に合わせてなおすのである。(ところが)今ここでは、春に作りなおした。だから、「時節はずれ」と言っているのである。

▪疏に引く『釋例』に「春秋分而晝夜等　謂之日中　凡馬　春分百草始繁　則牧於坰野　秋分農功始藏　水寒草枯　則皆還廐　此周典之制也　今春而作廐　已失民務　又違馬節　故曰　書　不時也」とあるのを參照。

▪夏鄭人侵許　凡師　有鍾鼓曰伐

▪相手の罪を鳴らす〔宣布する〕のである。

▪『國語』晉語五に「是故伐備鍾鼓　聲其罪也」とあり、韋注に「以聲張其罪」とあるのを參照。

▪無曰侵

▪鍾鼓を鳴らさないのである。

▪輕曰襲

▪相手の不意をつくのである。

▪疏に引く『釋例』に「侵伐襲者　師旅討罪之名也　鳴鍾鼓以聲其過曰伐　寢鍾鼓以入其竟曰侵　掩其不備曰襲　此所以別興師用兵之狀也」とあるのを參照。

・秋有蜚　爲災也　凡物　不爲災　不書

・冬十二月城諸及防　書　時也　凡土功　龍見而畢務　戒事也

・今〔夏正〕の九月（つまり）周正の十一月をいう。龍星の角・亢があけがた東方に現われ、（春・夏・秋の）三時の農務がおわりになると、民に土功の事を命じ（て準備させ）るのである。

・疏に引く『釋例』に「都邑者　人之聚也　國家之藩衞　百姓之保障　不固則敗　不脩則壞　故雖不臨寇　必於農隙備其守禦　無妨民務　傳曰　龍見而畢務　戒事也　謂夏之九月周之十一月　龍星角亢　晨見東方　於是納其禾稼　三務始畢　而戒民以土功事也」とあるのを參照。

・火見而致用

・大「火」は、心星で、角・亢についで現われるものである。（「致用」とは）工事の用具を現場に運ぶのである。

・疏に引く『釋例』に「火見而致用　大火星次角亢而晨見　於是致其用也」とあるのを參照。また、襄公九年の傳文に「心爲大火」とあるのを參照。

・水・正而栽

・今〔夏正〕の十月をいう。定星〔營室〕がゆうがたに南中する（時期になる）と、板榦〔版築用の板と柱〕を立てて、興作にとりかかるのである。

・疏に引く『釋例』に「水・正而栽　謂夏之十月　定星・而中　於是樹板榦而興作焉」とあるのを參照。また、『詩』鄘風〈定之方中〉に「定之方中　作于楚宮」とあり、毛傳に「定　營室也」とあり、鄭箋に「定星・中而正　於是可以營制宮室　故謂之營室　定・中而正　謂小雪時」とあるのを參照。また、『國語』周語中に「營室之中　土功其始」とあり、韋注に「定　謂之營室也　建亥小雪中　定星・正於午　土功可以始也」とあるのを參照。なお、注の「樹板榦」については、宣公十一年の傳文に「平板榦」とあり、注に「榦　楨也」とあるのを參照。また、定公元年の傳文「庚寅栽」の注に「栽　設板築」とあり、『禮記』中庸「故栽者培之」の注に「築墻立板亦曰栽」とあるのを參照。

・日至而畢

・冬至になると、微陽が動きはじめるから、土功はやめるのである。

・疏に引く『釋例』に「日至而畢　謂日既南至　微陽始動　故土功息」とあるのを參照。

なお、注の「日南至」については、僖公五年の傳文に「春王正月辛亥朔日南至」とあり、注に「周正月　今十一月

冬至之日　日南極」とあるのを參照。

▪樊皮叛王

▪「樊皮」は、周の大夫である。「樊」はその采地で、「皮」は名である。

〔莊公三十年〕

▪三十年春王正月

▪夏次于成

▪傳はない。▪が卑く師が少なかったから、（主語がなく）ただ「次」と言っているのである。齊が鄣を降伏させようとしていたから、それに備えたのである。

▪注の前半については、隱公二年「夏五月莒人入向」の注に「▪卑師少稱人」とあるのを參照。また、十六年「冬十有二月會齊侯宋公陳侯衞侯鄭伯許男滑伯滕子同盟于幽」の注に「書會　魯會之　不書其人　微者也」とあるのを參照。なお、疏に「他國可言某人　魯事不得自稱魯人　故魯之大夫使出者　皆言其所爲之事而已」とある。注の後半については、穀梁傳文に「次　止也　有畏也　欲救鄣而不能也」とあるのを參照。

▪秋七月齊人降鄣

▪傳はない。「鄣」は、紀の附庸の國である。東平の無鹽縣の東北部に鄣城がある。（鄣は）孤立した小國で、自らを強固にすることが出來なかった。（だから）おそらく、齊は、遠くから武力でおどして、降伏させたのであろう。

▪疏に引く『釋例』に「劉賈依二傳以爲鄣紀之遺邑　計紀侯去國至此二十七年　紀侯猶不堪齊而去　則邑不得獨存　此蓋附庸小國　若郜鄟者也」とあるのを參照。

▪八月癸亥葬紀叔姬

▪傳はない。賢であったから記録したのである。臣子がいなかった〔國が滅んだ〕から、諡〔おくりな〕がないのである。

▪二十九年「冬十有二月紀叔姬卒」の注に「紀國雖滅　叔姬執節守義　故繫之紀　賢而録之」とあるのを參照。

▪九月庚午朔日有食之　鼓用牲于社

▪傳はない。

▪冬公及齊侯遇于魯濟

▪濟水は、齊と魯の領域をよぎっており、齊の領域内の部

分は「齊濟」とよばれ、魯の領域内の部分は「魯濟」とよばれていた。（だから、ここの「魯濟」は）おそらく、魯地であろう。

▪疏に引く『釋例』に「濟水　自滎陽卷縣　東經陳留至濟陰　北經高平東平至濟北　東北經濟南至樂安博昌縣　入海」とある。

▪齊人伐山戎

▪「山戎」は、北狄である。

▪『史記』齊世家の〈集解〉に「服虔曰　山戎　北狄　蓋今鮮卑也」とあるのを參照。

▪三十年春王命虢公討樊皮　夏四月丙辰虢公入樊　執樊仲皮　歸于京師

▪楚公子元歸自伐鄭而處王宮

▪そのまま文夫人を誘惑しようとしたのである。

▪二十八年の傳文に「楚令尹子元欲蠱文夫人　爲館於其宮側而振萬焉　夫人聞之　泣曰　先君以是舞也　習戎備也　今令尹不尋諸仇讎　而於未亡人之側　不亦異乎　御人以告子元　子元曰　婦人不忘襲讎　我反忘之　秋子元以車六百乘伐鄭」とあるのを參照。

▪鬬射師諫　則執而梏之

▪「（鬬）射師」は、鬬廉である。足（にはめる）のを「桎」といい、手のを「梏」という。

▪注の前半については、疏に引く『譜』に「鬬射師　若敖子　鬬班　若敖孫」とあるのを參照。なお、異説として、疏に「服虔云　射師　若敖子鬬班也」とある。

注の後半については、『周禮』掌囚「凡囚者　上罪梏拲而桎　中罪桎梏　下罪梏」の注に「在手曰梏　在足曰桎」とあるのを參照。

▪秋申公鬬班殺子元

▪「申」は、楚の縣である。楚は、名號を僭し、縣尹がみな「公」と稱していたのである。

▪鬬穀於菟爲令尹　自毀其家以紓楚國之難

▪「鬬穀於菟」は、令尹子文である。「毀」は、減である。「紓」は、緩である。

▪注の「鬬穀於菟　令尹子文也」については、宣公四年の傳文に「初若敖娶於邔　生鬬伯比　若敖卒　從其母畜於邔　淫於邔子之女　生子文焉　邔夫人使弃諸夢中　虎乳之　邔子田　見之　懼而歸　夫人以告　遂使收之　楚人謂乳穀　謂虎於菟　故命之曰鬬穀於菟　以其女妻伯比　實爲令尹子文」とあるのを參照。

注の「紓　緩也」については、僖公三十三年の傳文「遲速唯命　不然　紓我」の注、文公十六年の傳文「姑紓死焉」の注などに、同文がみえる。なお、『詩』小雅〈采菽〉「彼交匪紓」の毛傳に「紓　緩也」とあるのを參照。

▪冬遇于魯濟　謀山戎也　以其病燕故也

▪齊の桓公は、霸業を行なっていたから、燕のために危難を救う相談をしようとしたのである。「燕」國は、今の薊縣である。

▪注の「謀難」については、襄公四年の傳文に「咨難爲謀」とあり、注に「問患難」とあるのを參照。また、『説文』に「慮難曰謀」とあるのを參照。

注の「燕國　今薊縣」については、『漢書』地理志下に「廣陽國（中略）縣四　薊　故燕國」とあるのを參照。

〔莊公三十一年〕

▪三十有一年春築臺于郎

▪傳はない。ぜいたくし、しかも、土功の時節ではなかった、ことを譏ったのである。

▪二十九年の傳文に「凡土功　龍見而畢務　戒事也　火見而致用　水▪正而栽　日至而畢」とあるのを參照。

▪夏四月薛伯卒

▪傳はない。（名を書いていないのは）同盟していなかった（からである）。

▪僖公二十三年の傳文に「不書名　未同盟也　凡諸侯同盟死則赴以名　禮也」とあるのを參照。

▪築臺于薛

▪傳はない。「薛」は、魯地である。

▪六月齊侯來獻戎捷

▪傳例に「諸侯の間では、俘虜をおくり合うことはしない」とある〔下の傳文〕。「捷」は、獲〔えもの〕である。「獻」は、上にたてまつるという表現である。齊侯が、捷を獻ずる禮によって（魯に）やって來たから、書いて、過ちであることを示したのである。

▪疏に引く『釋例』に「歸者　遺也　獻者　自下奉上之稱　遺者　敵體相與之辭　傳曰　諸侯不相遺俘　齊侯楚人失辭稱獻　失禮遺俘　故因其來辭見自卑也　以其大卑故書以示過」とあるのを參照。

なお、注の「捷　獲也」については、穀梁傳文に「軍得曰捷」とあるのを參照。また、公羊の何注に「戰所獲物

曰捷」とあるのを參照。

- 秋築臺于秦
- 傳はない。東平の范縣の西北部に秦亭がある。

- 冬不雨
- 傳はない。「旱」と書いていないのは、災害をもたらさなかったからである。例は、僖公三年にある。
- 僖公三年の傳文に「不曰旱　不爲災也」とある。

- 三十一年夏六月齊侯來獻戎捷　非禮也　凡諸侯有四夷之功　則獻于王　王以警于夷
- それによって夷狄をいましめるのである。
- 中國則否　諸侯不相遺俘
- 夷狄の俘虜であっても、おくり合うことはしないのである。

〔莊公三十二年〕

- 三十有二年春城小穀
- 「小穀」は、齊の邑である。濟北の穀城縣の城中に管仲井がある。名（だけ）で通ずるような大都は、國に繫げない。
- 注の後半については、異説として、疏に「賈逵云　不繫齊者　世其禄」とある。なお、注の「濟地」の「地」は、諸本に從って、「北」に改める。ちなみに、七年「冬夫人姜氏會齊侯于穀」の注に「穀　齊地　今濟北穀城縣」とある。

- 夏宋公齊侯遇于梁丘
- 齊は、宋が會見を請うたことを善としたから、その班序を進めた〔上に置いた〕のである。「梁丘」は、高平の昌邑縣の西南部にあった。
- 下の傳文に「宋公請先見于齊侯」とあるのを參照。

- 秋七月癸巳公子牙卒
- 「牙」は、慶父の同母弟の僖叔である。毒酒を飲んで死んだ〔自殺した〕ため、罪人として報告しなかったから、「卒」を書くことが出來たのである。日を書いているのは、公は病氣だったため、公が小斂に臨席しなかったことを責めなかった、からである。
- 下の傳文に「成季使以君命命僖叔待于鍼巫氏　使鍼季酖之（中略）飲之　歸及逵泉而卒」とあるのを參照。また、隱公元年「公子益師卒」の傳に「公不與小斂　故不書日」とあり、注に「禮　卿佐之喪　小斂大斂　君皆親臨之

崇恩厚也」とあるのを參照。

▪八月癸亥公薨于路寢

▪「路寢」は、正寢である。公が薨じた場合は、いつも、その場所を書く。凶變を詳らかにするためである。

▪注の前半については、公羊傳文に「路寢者何　正寢也」とあり、穀梁傳文に「路寢　正寢也」とあるのを參照。注の後半については、疏に引く『釋例』に「詳內事　謹凶變」とあるのを參照。なお、杜預を襲ったと思われる穀梁の范注には「公薨　皆書其所　謹凶變」とある。

▪冬十月己未子般卒

▪「子般」は、莊公の大子である。先君がまだ葬られていなかったから、爵を稱していないのである。「殺」と書いていないのは、諱んでである。

▪注の「先君未葬　故不稱爵」については、僖公九年の傳文に「春宋桓公卒　未葬而襄公會諸侯　故曰子　凡在喪王曰小童　公侯曰子」とあり、注に「在喪　未葬也」とあるのを參照。また、『通典』卷第八十〈凶禮〉二に引く鄭玄『駁五經異義』に「春秋莊三十二年子般卒　時父未葬也　子者　繫於父之稱也」とあるのを參照。

▪公子慶父如齊

▪傳はない。慶父が子般を殺すと、季友は出奔したが、國人が味方しなかったから、懼れて齊に行き、援助を求めようとしたのである。この時（魯には）君がいなかった。（それなのに、「如」と言っているのは）赴告の禮を假りて〔君の喪を赴告するという名目で〕行ったのである。

▪注の「時無君　假赴告之禮而行」については、僖公五年「夏公孫茲如牟」の注に「卿非君命不越竟　故奉公命聘於牟」とあるのを參照。

▪狄伐邢

▪傳はない。「邢」國は、廣平の襄國縣にあった。

▪『漢書』地理志下に「趙國（中略）縣四（中略）襄國故邢國」とあるのを參照。

▪三十二年春城小穀　爲管仲也。

▪公は、齊の桓公の德に感じたから、管仲のために私邑を城いたのである。

▪昭公十一年の傳文には「齊桓公城穀而眞管仲焉　至于今賴之（注　城穀在莊三十二年）」とあって、齊の桓公が城いたとされている。この點については、『會箋』に「然則莊公遣人助其役也」とある。

■齊侯爲楚伐鄭之故　請會于諸侯
■楚が鄭を伐ったことは、二十八年にある。鄭のために楚に報復することを相談しようとしたのである。
■二十八年に「秋荊伐鄭」とある。
■宋公請先見于齊侯　夏遇于梁丘

■秋七月有神降于莘
■神の聲が人に聞こえたのである。「莘」は、虢地である。
■『國語』周語上「有神降於莘」の韋注に「有聲象以接人也　莘　虢地也」とあるのを參照。
■惠王問諸内史過曰　是何故也
■「内史過」は、周の大夫である。
■僖公十一年の傳文「天王使召武公内史過賜晉侯命」の注に、同文がみえる。なお、『國語』周語上「王問於内史過」の韋注に「内史　周大夫　過　其名也」とあるのを參照。また、桓公二年の傳文「周内史聞之」の注に「内史　周大夫官也」とあるのを參照。
■對曰　國之■興　明神降之　監其德也　■亡　神又降之　觀其惡也　故有得神以興　亦有以亡　虞夏商周皆有之
■やはり神異があった、ということである。
■『國語』周語上に「昔夏之興也　融降于崇山　其亡也　回祿信於聆隧　商之興也　檮杌次於丕山　其亡也　夷羊在牧　周之興也　鸑鷟鳴於岐山　其衰也　杜伯射王於鄗」とあるのを參照。なお、疏に「服虔云　虞舜祖考來格　鳳皇來儀　百獸率舞」とある。
■王曰　若之何　對曰　以其物享焉　其至之日　亦其物也
■「享」は、祭である。例えば、（神が）甲・乙の日にやって來た場合は、脾を先に祭り、玉は蒼を用い、服は青を尊ぶ、といったように、（それぞれ）その日にちなんだ物で祭る、ということである。
■『禮記』月令の春の項に「其日甲乙（中略）祭先脾（中略）衣青衣　服倉玉」とあるのを參照。なお、夏の項には「其日丙丁（中略）祭先肺（中略）衣朱衣　服赤玉」とあり、中央の項には「其日戊己（中略）祭先心（中略）衣黃衣　服黃玉」とあり、秋の項には「其日庚辛（中略）祭先肝（中略）衣白衣　服白玉」とあり、冬の項には「其日壬癸（中略）祭先腎（中略）衣黑衣　服玄玉」とある。
■王從之　内史過往　聞虢請命
■虢が、土田を賜わるという命を、神に請求している、と聞いたのである。
■『國語』周語上に「虢公亦使祝史請土焉」とあるのを參照。
■反曰　虢必亡矣　虞而聽於神　神居莘六月　虢公使祝應

宋區史嚚享焉　神賜之土田

▪「祝」は、大祝である。「宗」は、宗人である。「史」は、大史である。「應」・「區」・「嚚」は、いづれもみな、名である。

▪『國語』晉語二「公拜稽首　覺　召史嚚占之」の韋注に「史嚚　虢太史也」とあるのを參照。なお、「大祝」・「宗人」・「大史」は、いづれもみな、『周禮』春官の官名である〔ただし、單なる「宗人」はなく、「都宗人」と「家宗人」とがある〕。

▪史嚚曰　虢其亡乎　吾聞之　國▪興　聽於民

▪政治が民の心に順う、ということである。

▪▪亡　聽於神

▪神に福を求める、ということである。

▪『國語』周語上に「不禋於神而求福焉」とあるのを參照。

▪神　聰明正直而壹者也　依人而行

▪徳のある者に味方する、ということである。

▪僖公五年の傳文に「臣聞之　鬼神非人實親　惟徳是依　故周書曰　皇天無親　惟徳是輔」とあるのを參照。

▪虢多涼徳　其何土之能得

▪「涼」は、薄である。僖公二年の、晉が下陽を滅したこと、のために傳したのである。

▪注の「涼　薄也」については、昭公四年の傳文「君子作法於涼　其敝猶貪」の注に、同文がみえる。なお、『詩』大雅〈桑柔〉「民之罔極　職涼善背」の毛傳に「涼　薄也」とあるのを參照。また、『説文』に「涼　薄也」とあるのを參照。

注の「僖二年晉滅下陽」については、僖公二年に「虞師晉師滅下陽」とあり、注に「下陽　虢邑」とある。

▪初公築臺臨黨氏

▪「黨氏」は、魯の大夫である。臺を築いたことを（經に）書いていないのは、廟に報告しなかったからである。

▪注の前半については、『史記』魯世家の〈集解〉に「賈逵曰　黨氏　魯大夫　任姓」とあるのを參照。

注の後半については、桓公二年の傳文に「冬公至自唐告于廟也」とあるのを參照。

▪見孟任　從之　閟

▪「孟任」は、黨氏の女である。「閟」とは、公に從わなかったのである。

▪注の前半については、『史記』魯世家の〈集解〉に「賈逵曰　黨氏之女」とあるのを參照。

注の後半については、『説文』に「閟　閉門也」とあるのを參照。

なお、疏に「服虔云　從之　言欲與通也」とある。

■而以夫人言許之

■夫人にしてやると約束したのである。

■『史記』魯世家に「許立爲夫人」とあるのを參照。なお、異説として、顧炎武『左傳杜解補正』に「以夫人言爲句　公語以立之爲夫人也　許之　孟任許公也」とある。

■割臂盟公　生子般焉　雩　講于梁氏　女公子觀之

■「雩」とは、天を祭ったのである。「講」は、肄〔ならう〕である。「梁氏」は、魯の大夫である。「女公子」は、子般の妹である。

■注の「雩　祭天也」については、桓公五年の傳文「龍見而雩」の注に「祭天」とあるのを參照。

注の「講　肄也」〔校勘記に從って、「肄」を「肄」に改める〕については、文公四年の傳文「臣以爲肄業及之也」の注に「肄　習也」とあるのを參照。また、昭公七年の傳文「乃講學之」の注に「講　習也」とあるのを參照。

なお、『史記』魯世家の〈集解〉に「服虔曰　割其臂以與公盟」とある。

■圉人犖自牆外與之戲

■「圉人」は、馬を養うことをつかさどる者である。冗談を言ってからかったのである。

■『史記』魯世家の〈集解〉に「服虔曰　圉人　掌養馬者犖其名也」とあるのを參照。また、『周禮』圉人に「掌養馬芻牧之事」とあるのを參照。なお、襄公二十七年の傳文「使圉人駕」の注に「圉人　養馬者」とあり、昭公七年の傳文「馬有圉」の注に「養馬曰圉」とあるのも參照。

■子般怒　使鞭之　公曰　不如殺之　是不可鞭　犖有力焉能投蓋于稷門

■「蓋」は、覆〔おおう〕である。「稷門」は、魯の南城の門である。助走して飛び上がって、門の屋根の桷にとりつき、身を轉じて、門の上をおおった〔門をとびこえた〕、ということである。

■注の「蓋　覆也」については、成公二年の傳文「所蓋多矣」の注に、同文がみえる。なお、『孟子』萬章上「謨蓋都君咸我績」の趙注に「蓋　覆也」とあるのを參照。

注の「稷門　魯南城門」については、十年の傳文「自雩門竊出」の注に「雩門　魯南城門」とあるのを參照。

注の「走而自投■■」については、異説として、疏に「劉炫規過云　公言犖有力焉　如杜此説　勁捷耳　非有力也當謂投車蓋過於稷門」とある。また、『水經注』卷二十五〈泗水〉に「服虔曰　能投千鈞之重　過門之上也」とある。

■公疾　問後於叔牙　對曰　慶父材

■おそらく、自分の同母兄を進めようとしたのであろう。
■經の注に「牙　慶父同母弟」とあるのを參照。また、『史記』魯世家に「叔牙欲立慶父」とあるのを參照。
■問於季友　對曰　臣以死奉般
■「季友」は、莊公の同母弟である。だから、般を立てようとしたのである。
■公曰　鄉者牙曰　慶父材　成季使以君命僖叔待于鍼巫氏
■「成季」とは、季友のことである。「鍼巫氏」は、魯の大夫である。
■使鍼季酖之
■「酖」は、鳥の名である。その羽には毒があり、酒にひたして飲むと、死んでしまう。
■『國語』魯語上「使醫鴆之　不死」の韋注に「鴆　鳥也　一名運日　其羽有毒　漬之酒而飲之　立死」とあるのを參照。なお、『史記』魯世家の〈集解〉に「服虔曰　鴆鳥　一曰運日鳥」とある。
■曰　飲此　則有後於魯國　不然　死且無後　飲之　歸及逵泉而卒　立叔孫氏
■「逵泉」は、魯地である。罪によって誅することをしなかったから、後嗣を立ててその祿を世襲することが出來たのである。

■公羊の何注に「時世大夫　誅不宣揚　子當繼體如故」とあるのを參照。
■八月癸亥公薨于路寢　子般即位　次于黨氏
■喪位についたのである。「次」は、舍〔やどる〕である。
■『史記』魯世家に「侍喪　舍于黨氏」とあるのを參照。注の「次　舍也」については、哀公二十一年の傳文「爲僕人之未次」の注に、同文がみえる。なお、『禮記』月令「日窮于次」の注に「次　舍也」とあるのを參照。
■冬十月己未共仲使圉人犖賊子般于黨氏
■「共仲」とは、慶父のことである。
■成季奔陳
■出奔したことが（經に）書かれていないのは、國が亂れていたため、史官が書き落としたのである。
■『史記』魯世家の〈集解〉に「服虔曰　季友内知慶父之情　力不能誅　故避其難出奔」とある。
■立閔公
■「閔公」は、莊公の庶子である。この時、年齢は八歳であった。
■注の「閔公　莊公庶子」については、閔公二年の傳文に「閔公　哀姜之娣叔姜之子也」とあるのを參照。

注の「於是年八歳」については、疏に「哀姜以二十四年八月始入　娣必與適俱行　當以二十五年生子　故云八歳」とある。なお、閔公二年の傳文「初公傅奪卜齮田公不禁」の注に「公即位　年八歳」とあり、疏に「莊公三十二年注云閔公於是年八歳　此云即位年八歳者　閔公之年歳　傳文不明　服虔於莊三十二年注云閔公於是年九歳　於此注云公即位時年九歳　僖二年注云閔公死時年九歳　杜知其不可　故於莊公之末注言年八歳　以異之　嗣子位定於初喪　言即位者　亦謂初立之年也」とあるのを參照。